

## 高 知 県 新型インフルエンザ等対策行動計画

# 平成25年12月策定令和7年3月(変更)



### 目次

第 1	部(新	新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画	. 5
第	51章	新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	. 5
	第1額	節 感染症危機を取り巻く状況	5
	第2額	節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	. 6
第	2章	政府行動計画の作成と感染症危機対応	. 7
	第1額	節 政府行動計画の作成	7
	第2額	節 県行動計画の作成	8
	第3萬	<b>節 新型コロナウイルス感染症対応での経験</b>	9
	第4節	<b>節 政府行動計画及び県行動計画改定の目的</b>	10
第2	部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	11
第	51章	新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	11
	第1節	<b>節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略</b>	11
	第2額	<b>節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方</b>	12
	第3節	市 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	14
	(1	)有事のシナリオの考え方	14
	(2	)感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)	14
	第4節	<b>節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項</b>	17
	(1	)平時の備えの整理や拡充	17
	(2	)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	17
	(3	3) 基本的人権の尊重	18
	(4	.)危機管理としての特措法の性格	19
	(5	う)関係機関相互の連携協力の確保	19
	(6	う)高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	19
	(7	))感染症危機下の災害対応	19
	(8	3) 記録の作成や保存	19
笋	5節	対策堆准のための役割分担	20

(1)県及び市町村の役割	20
(2)医療機関の役割	20
(3)指定(地方)公共機関の役割	21
(4)登録事業者	21
(5) 一般の事業者	21
(6)県民	21
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	22
第1節 県行動計画における対策項目等	22
(1)県行動計画の主な対策項目	22
(2)対策項目ごとの基本理念と目標	22
(3)複数の対策項目に共通する横断的な視点	26
I. 人材育成	27
Ⅱ. 国、県及び市町村の連携	28
Ⅲ. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進	28
第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等	30
第1節 県行動計画等の実効性確保	30
(1)EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基 政策の推進	
(2)新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持	30
(2)新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持 (3)多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	
	30
(3)多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	30
(3)多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 (4)定期的なフォローアップと必要な見直し	30
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し (5) 県行動計画や市町村行動計画等	30 30 31
<ul><li>(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施</li><li>(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し</li><li>(5) 県行動計画や市町村行動計画等</li><li>(6) 指定(地方)公共機関業務計画</li></ul>	30 30 31 32
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し(5) 県行動計画や市町村行動計画等(6) 指定(地方)公共機関業務計画	30 31 31 32
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施. (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し. (5) 県行動計画や市町村行動計画等. (6) 指定(地方)公共機関業務計画. 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組. 第1章 実施体制.	30 31 32 32

第2	2章	情報収集・分析4	<del>1</del> 2
第	1節	準備期	<b>12</b>
第	2節	初動期4	14
第	3節	対応期4	46
第3	章	サーベイランス 4	48
第	1節	準備期	48
第	2節	初動期	50
第	3節	対応期	52
第 4	章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション!	54
第	1節	準備期	54
第	2節	初動期	57
第	3節	対応期(	30
第5	章	水際対策(	<u>3</u> 4
第	1節	準備期(	<u>3</u> 4
第	2節	初動期(	3 <b>5</b>
第	3節	対応期(	37
第6	章	まん延防止(	38
第	1節	準備期(	38
第	2節	初動期	70
第	3節	対応期	71
第7	章	ワクチン	78
第	1節	準備期	78
第	2節	初動期8	31
第	3節	対応期	32
第8	章	医療	34
第	1節	準備期	34
第	2節	初動期8	39
筆	3節		91

第9章	治療薬・治療法	97
第 1 頷	<b>5 準備期</b>	97
第2領	<b>節 初動期</b>	99
第3領	<b>節 対応期</b>	101
第 10 章	i 検査	103
第 1 頷	<b>5 準備期</b>	103
第 2 領	<b>節 初動期</b>	106
第3領	<b>節 対応期</b>	107
第 11 章	保健	108
第1節	準備期	108
第2節	初動期	
第3節	対応期	115
第 12 章	物資	121
第1節	準備期	121
第2節	初動期	123
第3節	対応期	124
第 13 章	県民生活及び県民経済の安定の確保	126
第1節	準備期	126
第2節	初動期	129
第3節	対応期	131
用語集		136

- 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画
- 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等
- 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、 未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症 との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大してお り、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも 大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群 (SARS) やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには 2020 年以降新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (2020 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関 (WHO) に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。)が世界的な大流行(パンデミック) を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。 パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目す るだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプロ ーチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性 (AMR) を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

#### 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの 抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期 で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パン デミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。 また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとん どの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸 念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、感染症法に規定される

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ 急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)である。

#### 第2章 政府行動計画の作成と感染症危機対応

#### 第1節 政府行動計画の作成

特措法が制定される以前からも、我が国では、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでいた。2005年に「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画(以下、「国の行動計画」という。)」を作成して以来、数次の部分的な改定がなされてきた。

2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、2011年に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。あわせて、新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012年4月に、特措法が制定された。

2013年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (以下「政府行動計画」という。)」が作成された。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する 措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成す る際の基準となるべき事項等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするの ではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等 が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な 状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うこととしている。

#### 第2節 県行動計画の作成

県は、2005年、高病原性鳥インフルエンザ対策と新型インフルエンザ対策を一体的かつ総合的に推進するため、国の行動計画を踏まえ「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。以後、国の改定に合わせて部分改定を行った。

2013年には、政府行動計画の策定を踏まえ、特措法に基づく「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)」を策定し、2019年には、国の改定に合わせて部分改定を行っている。

県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めており、政府行動計画と同様に、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

県行動計画に基づき、各部局等において、マニュアル等を別に策定し、具体的な対策を講じていくものとする。

県行動計画で対象とする新型インフルエンザ等は、政府行動計画と同じである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見、新型インフルエンザ等対策の 経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて政府行動計画が変更された場合など、見直す必要が ある場合は、適時適切に県行動計画の変更を行うものとする。

#### 第3節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019 年 12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020 年 1 月には日本においても新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、同年2月13日には、県対策本部(高知県新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、同月29日には、県内で初めての患者が確認された。

一方、政府では 2020 年 2 月に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年 3 月には特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症を特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、政府による特措法に基づく緊急事態宣言(特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。)の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナウイルス感染症対応が行われ、本県においても、2021年8月27日から9月12日には、高知市を対象として、また、2022年2月12日から3月6日には県全域を対象として、まん延防止等重点措置が適用された。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023年5月8日、新型コロナウイルス 感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針 が廃止され、それに伴い県対策本部を廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナウイルス感染症対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、県民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする県民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナウイルス感染症対応では、全ての 県民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経 験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体 で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナウイルス感染症対応で終わったわけではなく、 次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

#### 第4節 政府行動計画及び県行動計画改定の目的

今般の政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

政府行動計画の改定にあたり、国の新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)において新型コロナウイルス感染症対応を振り返り、課題を整理したところ、

- ・ 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信

が主な課題として挙げられている。

こうした新型コロナウイルス感染症対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要とされている。

こうした社会を目指すためには、

- 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされ、これらの目標を実現できるよう、政府行動計画 が全面改定されたところである。

県行動計画についても、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るため、政府行動計画に合わせて全面改定を行うものである。

- 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
- 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本県への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、県民の生命及び 健康、県民生活及び県民経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、県民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン確保等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、県民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 県民生活及び県民経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

#### 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

本県においては、科学的知見及び国等の対策も踏まえ、本県の地理的な条件、中央部への 人口集中、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等も考慮し つつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととす る。

その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが県民生活及び県民経済に与える影響等を総合的に勘案し、県行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- O 発生前の段階(準備期)では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、県民に対する啓発や企業等による事業継続計画等の策定、DX の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。

- 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、患者の入院措置や抗 インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対す る抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自 粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的と した諸般の対策を講ずる。
- なお、県内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、 過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭 に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更

なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- 県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、国、県、 市町村、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や県民生活及び県民経済の維持 のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が 必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、 あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じ て臨機応変に対処していくことが求められる。
- 〇 地域の実情等に応じて、県や関係部局が協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、科学的知見の 集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わ せて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- O 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 を迎える。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、県民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

#### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、政府行動計画と同様に、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を 徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、 柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

#### (2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

#### 〇 初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

- 封じ込めを念頭に対応する時期(B)
- 病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

#### ○ 対応期:封じ込めを念頭に対応する時期(B)

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分 する。

#### ○ 対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

#### ○ 対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏ま えて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異によ り対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)。

#### ○ 対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大まかな分類

に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2) については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D) を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置 等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方 も変化することに留意しつつ対策を定める。

#### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市町村又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### (ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有 しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに県として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (ウ) 関係者や県民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や県 民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多 様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改 善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション 等について平時からの取組を進める。

#### (オ) 負担軽減や情報の有効活用、国との連携等のための DX の推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国と地方公共団体の連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

#### (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により県民生活及び 社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であること を確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染 拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、県民の生命及び 健康の保護と県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

#### (ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた リスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうした データの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

#### (イ) 医療提供体制と県民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。 リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防 止措置等を講ずる。その際、影響を受ける県民や事業者を含め、県民生活や社会経済等に与 える影響にも十分留意する。

#### (ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

#### (エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

#### (オ) 県民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、県民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や 感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを 含め様々な年代の県民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。 こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断 や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を 伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける県民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内 容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

#### (3)基本的人権の尊重

国、県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、県民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、県民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないもので

ある。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会 的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても県民の安心を確保し、新型インフルエ ンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

#### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市町村から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### (7) 感染症危機下の災害対応

県は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市町村を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び市町村において、 自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県は、国及び市町村と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県及び市町村は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### (8) 記録の作成や保存

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部及び市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### 第5節 対策推進のための役割分担

#### (1) 県及び市町村の役割

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が示す基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、 国が示す基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的 確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の 提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備す ることや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築す る等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。 これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、高知市、感染症指定医療機関等で構成される高知県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、 平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

#### 【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が示す基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、高知市については、感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

県と高知市(以下「県等」という。)は、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

#### (2) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を

含めた、業務継続計画の策定及び高知県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関 との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、 医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療 養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### (3) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (4)登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民 経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時におい ても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよ う、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継 続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

#### (5) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### (6) 県民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

#### 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

#### 第1節 県行動計画における対策項目等

#### (1) 県行動計画の主な対策項目

県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」こと及び「県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市町村や関係機関等においても分かりやす く、取り組みやすいようにするため、以下の 13 項目を県行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- 8 医療
- 9 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ① 保健
- 12) 物資
- ③ 県民生活及び県民経済の安定の確保

#### (2)対策項目ごとの基本理念と目標

県行動計画の主な対策項目である 13 項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の 実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施され る必要がある。そのため、以下に示す①から③までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標 を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### ① 実施体制

感染症危機は県民の生命及び健康、県民生活及び県民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、県の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security)(以下「JIHS」という。)、県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、

県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### ② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて県民生活及び県民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、県民生活及び県民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

#### ③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築を行うとともに、 感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発 生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化 又は緩和の判断につなげられるようにする。

#### ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・ 差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自 由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的 根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケー ションを行い、県民等、県、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有 等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、県は、平時から、県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する 理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理 し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### ⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、県内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせる。

国等が行う検疫措置等について、訓練への参加等を通じて体制の整備に協力する。

#### ⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、県民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、国に対して、特措法に基づきまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置の実施に係る要請を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

#### ⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、県民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が確保したワクチンについて迅速な供給を行うとともに、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

#### 8 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、急速にまん延し、かつ県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。

また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。有事には、

通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、県民の生命及び健康を守る。

#### 9 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

新型インフルエンザ等の発生時に、治療薬・治療法を早期に患者へ提供可能とすることが 重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

#### ⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、 患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。

また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与しうる。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めると ともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備することが重 要である。

また、状況の変化に合わせて、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

#### ① 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県等は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を守る必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、県は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から高知県感染症対策連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

県等が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び衛生環境研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定

を通じ、患者の発生動向の把握から県等に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び衛生環境研究所等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、県等は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要がある。

#### ① 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、 平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進する。

さらに、これらの取組を実施してもなお個人防護具が不足する場合は、県は医療機関等に対し必要な個人防護具の配布を行う等、更なる対策を講ずる。

#### ③ 県民生活及び県民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や県民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、県及び市町村は、国民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や県民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

#### (3)複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の I から II までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- I. 人材育成
- Ⅱ. 国、県及び市町村の連携
- Ⅲ. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

#### I. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理 に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人 材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を 確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには 感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて 重要である。

こうした人材の育成については、JIHSが厚生労働省の委託を受けて実施している「実地疫学専門家養成コース(FETP)」等が重要な役割を果たしている。

このため、県等は、「実地疫学専門家養成コース(FETP)」等の取組やこうしたコースの修 了者等も活用しつつ、感染症対策を始め公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、キャリア形成を支援するほか、県等における感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保及 び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、衛生環境研究所等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

加えて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者(DMAT、DPAT 先遣隊及び災害支援ナース)について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の確保等に継続的に取り組む必要がある。

また、あわせて、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT」について地域保健法(昭和22年法律第101号)における位置付けが設けられたことを踏まえて、支援を行う IHEAT 要員の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。

また、地域の医療機関等においても、県等や関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等臨床研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

#### Ⅱ. 国、県及び市町村の連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、県及び市町村の役割は極めて重要である。国、 県及び市町村の適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法 や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体 制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。

また、市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国、県及び市町村の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では県又は市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

特に、規模の小さい市町村では単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、 平時からの県又は市町村間の広域的な連携による取組や県及び国による支援等を行うこと が求められる。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から国と県等の連携体制やネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、国、県及び市町村が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

#### Ⅲ. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

例えば、新型コロナウイルス感染症対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加した。このため、2020年から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)」により、医療機関から発生届のオンライン提出ができるよう整備された。

また、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能となったことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減された。

このほか、医療機関等情報支援システム(G-MIS)による県下の医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握等、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保が行われた。

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応

能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

#### 第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等

#### 第1節 県行動計画等の実効性確保

#### (1)EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の 推進

県行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとすることが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

#### (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

県行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、県行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

県及び市町村や県民等が幅広く対応に関係した新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

#### (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。国、県及び市町村は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

#### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

政府行動計画では、訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく予防計画や 医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新た に得られた知見等、状況の変化に合わせて、政府行動計画やガイドライン等の関連文書につ いて、必要な見直しを行うことが重要とされている。

こうした観点から、国においては、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化が行われる。

県においても、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、県内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに県行動計画

の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。 なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、 上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に県行動計画等の見直しを行う。

#### (5) 県行動計画や市町村行動計画等

政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、市町村での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、市町村においても行動計画の見直しを行う。

県及び市町村の行動計画の見直しに当たって、地方公共団体との連携を深める観点から、 統括庁を中心に、行動計画の充実に資する情報の提供等が行われる。

さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組について、統括庁から県及び市町村に対して、平時からの対策の充実に資する情報の提供や好事例の横展開、必要な研修等に係る情報を提供する等、県及び市町村の取組への支援が行われる。

#### (6) 指定(地方)公共機関業務計画

指定(地方)公共機関においても、新型コロナウイルス感染症対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

#### 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全県一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

#### (2) 所要の対応

#### 1-1. 県行動計画の見直し

対 応 項 目	所 管
県は、特措法の規定に基づき、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を	危機管理部
有する者その他の学識経験者の意見を聴いた上で、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた県行動計画を見直していく。	健康政策部

#### 1-2. 実践的な訓練の実施

対 応 項 目	所 管
県、衛生環境研究所、市町村、指定(地方)公共機関及び医療機関は、県	危機管理部
行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的	健康政策部
な訓練を実施する。	関係部局等

#### 1-3. 県の体制整備・強化

対 応 項 目	所 管
県は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実	
施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業	
務の継続を図り、県における取組体制を整備・強化するため、各部局等に	
危機管理連絡員及び危機管理調整責任者を置き、庁議等で初動体制の確	危機管理部
立や業務継続計画の作成・改定を進めるとともに、準備期における対策の	健康政策部
実施状況を定期的にフォローアップする。なお、業務継続計画について	
は、管内の保健所等や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しなが	
ら作成する。	

県は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政職員等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。その際、県は、国や JIHS の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や衛生環境研究所等の人材の確保や育成に努める。	危機管理部 健康政策部 関係部局等
県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。	危機管理部 健康政策部
県は、特措法の定めのほか、県対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。	危機管理部
県は、準備期における取組の進捗状況等について、高知県感染症対策連携協議会等に報告し、改善すべき点について意見を聴く等、PDCA サイクルにより取組を進めていく。	健康政策部
県及び衛生環境研究所は、有事において迅速に情報提供・共有し、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に 関連する分野の専門家と平時から連携を強化する。	健康政策部
県として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行う	総合企画部
ことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局等がワンボ	危機管理部
イスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。 	健康政策部
	関係部局等
県及び衛生環境研究所は、平時から県民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	健康政策部
県及び衛生環境研究所は、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に 連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう 必要な準備を行う。	危機管理部 健康政策部
衛生環境研究所は、危機管理部や健康政策部等からの科学的知見の求め への対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時 の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる 体制を構築する。	健康政策部
県は、感染症危機管理における情報収集・分析について、関係者と連携 し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈 し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体 制を構築する。	危機管理部 健康政策部
県は、国の支援を得ながら、新型インフルエンザ等対策に必要な施設・設備の整備等を進める。	健康政策部

#### 1-4. 市町村等の行動計画等の作成や体制整備・強化

対 応 項 目	所 管
市町村及び指定(地方)公共機関は、それぞれ市町村行動計画又は指定	
(地方)公共機関における業務計画を作成・変更し、県は、市町村及び指	危機管理部
定(地方)公共機関における当該計画の作成・変更を支援する。市町村は、	健康政策部
市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専	関係部局等
門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	
市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務	
を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業	危機管理部
務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更し、県は市町村の業務継	健康政策部
続計画の作成・変更を支援する。	
市町村、指定(地方)公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対	
策に携わる医療従事者や専門人材、行政官等の養成等を行う。特に高知市	危機管理部
は、国やJIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の	健康政策部
中核となる保健所や衛生環境研究所等の人材の確保や育成に努める。	

#### 1-5. 国及び市町村等との連携の強化

対 応 項 目	所 管
国、県、市町村及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフ	危機管理部
ルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練	健康政策部
を実施する。	全部局等
県、市町村及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備	危機管理部
え、県内外の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始め	健康政策部
とした連携体制を構築する。	関係部局等
県は、警察、消防機関、海上保安機関、自衛隊等と連携を進める。	危機管理部
	健康政策部
	警察本部
県は、感染症法に基づき、高知県感染症対策連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえた予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき県等が作成する行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。	健康政策部
県は、第3節(対応期)3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。 県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。	危機管理部 健康政策部 関係部局等 健康政策部

### 第2節 初動期

# (1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、県の危機管理として事態を的確に把握するとともに、県民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて「危機管理本部会議」等を開催し、県及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (2) 所要の対応

### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

対 応 項 目	所 管
県は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係	
部局間で国の動向等の情報の共有を行うとともに、必要に応じて、「危機	危機管理部
管理連絡員会議」や「危機管理調整責任者会議」、「危機管理本部会議」を	健康政策部
開催し、国が示す初動対処方針に基づき、迅速かつ適切な対策を実施す	全部局等
る。	
県及び衛生環境研究所は、国内外における発生動向等に関する情報収	危機管理部
集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、速やかにリスク	
評価を行い、その結果を共有する。	健康以東部

### 2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

対 応 項 目	所 管
県は、WHO が急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表	危機管理部
(PHEIC 宣言等) する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合	健康政策部
には、直ちに関係部局等間での情報共有を行う。	全部局等
県は、新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合には、直ちに県対策本部を設置する。あわせて、市町村は、必要に応じて、市町村対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。	危機管理部 健康政策部 全部局等
県は、国が基本的対処方針を示した場合には、速やかに県対策本部会議を 開催し、国の基本的対処方針や高知県感染症対策連携協議会等の意見を 踏まえ、県の対応方針について協議・決定した上で、適切な新型インフル エンザ等対策を実施する。	危機管理部 健康政策部 全部局等
県及び市町村は、必要に応じて、第1節(準備期)1-3及び1-4を踏まえ、 必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。	危機管理部 健康政策部 全部局等

県は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

健康政策部

# 2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

対 応 項 目	所 管
県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事	総務部
態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実	危機管理部
施する。また、県及び市町村は、必要に応じて、対策に要する経費につい	健康政策部
て地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。	関係部局等

#### 第3節 対応期

#### (1)目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、県内での新型インフルエンザ等の発生から、 特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体 の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、県及び関係機関における対策の 実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに県民生活及び県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### (2) 所要の対応

### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

### 3-1-1. 対策の実施体制

対 応 項 目	所 管
県及び衛生環境研究所は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提	危機管理部
供体制のひっ迫状況、県民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的	健康政策部
に収集・共有する。	関係部局等
県は、国が基本的対処方針を変更した場合には、必要に応じて、県対策本	
部会議を開催し、国の基本的対処方針や高知県感染症対策連携協議会等	危機管理部
の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。	健康政策部
その他、県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合などにおいて	全部局等
も、必要に応じて県対策本部会議を開催し、協議・決定する。	
県は、保健所や衛生環境研究所等とも連携し、地域の感染状況について一	
元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局	危機管理部
等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な	健康政策部
新型インフルエンザ等対策を実施する。	
衛生環境研究所は、危機管理部や健康政策部が求める感染症の特徴に関	
する情報を始めとした科学的知見を迅速に提供するため、迅速な意思決	健康政策部
定や情報分析が可能な組織体系に移行する。	
県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、	総務部
必要な対策を講ずる。	全部局等

# 3-1-2. 国による総合調整への協力

対 応 項 目	所 管
県は、国が、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、	
本県に対して、基本的対処方針に基づく総合調整を行う場合には、国に協	危機管理部
カするとともに、必要に応じ、特措法第20条第2項の規定に基づき意見	健康政策部
を申し出る。	
県は、国が、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は	
移送を行う必要がある場合等において、本県に対して、まん延防止のため	危機管理部
に必要な措置に関する総合調整を行う場合には、国に協力するとともに、	健康政策部
必要に応じ、特措法第20条第2項の規定に基づき意見を申し出る。	

# 3-1-3. 県による総合調整

対 応 項 目	所 管
県は、本県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実	
施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指	危機管理部
定(地方)公共機関が実施する本県の区域に係る新型インフルエンザ等対	健康政策部
策に関する総合調整を行う。	
県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はま	
ん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染	
症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告	危機管理部
又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整	
を行う。あわせて、県は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はま	健康政策部
ん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、高知市に対し、感	
染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う。	

# 3-1-4. 政府現地対策本部との連携

対 応 項 目	所 管
県は、発生の初期の段階において、国が政府現地対策本部を設置した場合	危機管理部
には、政府現地対策本部と連携して、対策を実施する。	健康政策部

# 3-1-5. 職員の派遣・応援

対 応 項 目	所 管
県は、本県の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため	危機管理部
必要があるときは、国に対して職員の派遣を要請する。	健康政策部
	関係部局等

県は、本県の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため 必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。	危機管理部 健康政策部 関係部局等
県は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整	危機管理部
を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都道府	健康政策部
県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。	関係部局等
市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により、当該市町村がその全部 又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対 し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、県はこれに対 応する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等
市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するた	危機管理部
め必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。	健康政策部
県は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずる。	関係部局等

# 3-1-6. 必要な財源の確保

対 応 項 目	所 管
県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に要する費用に対し	総務部
て、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を	危機管理部
発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。	健康政策部
	全部局等

# 3-2. まん延防止等重点措置・緊急事態宣言措置

対 応 項 目	所 管
県は、国がまん延防止等重点措置の実施の決定又は新型インフルエンザ	危機管理部
等緊急事態の宣言を行った場合には、必要に応じて、県対策本部会議を開催し、対応方針を協議・決定する。	健康政策部
県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置 を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する 専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	危機管理部 健康政策部
市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置する。市町村は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に	危機管理部
実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。	健康政策部

# 3-3. 県対策本部の廃止

対 応 項 目	所 管
県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく県対策本部を廃止す	危機管理部
る。	健康政策部

### 第2章 情報収集・分析

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、 感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型 インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、県内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、県民生活及び県民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

#### (2) 所要の対応

### 1-1. 実施体制

対 応 項 目	所 管
県は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的を衛生環境研究所等	
と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する県内外からの	
情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制(以下「感染症インテリジェ	
ンス体制」という。)を整備する。また、県内外の関係機関や専門家等と	危機管理部
の交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上	健康政策部
に努める。	
特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際	
に迅速かつ効率的に集約されるよう、連携体制の強化を図る。	
県等は、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、国から共	
有される情報も含め、衛生環境研究所等や市町村等を始めとする関係機	健康政策部
関に速やかに共有するよう努める。	
県等及び衛生環境研究所等は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に	<i>体</i> 电水华如
資する情報の収集について、平時から体制を整備する。	健康政策部

# 1-2. 平時に行う情報収集・分析

対 応 項 目	所 管
県は、効率的に県内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。県は、情報収集・分析に当たっては、衛生環境研究所等と連携し、平時から国、県内外の大学や研究機関、県内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	危機管理部 健康政策部

# 1-3. 訓練

対 応 項 目	所 管
県は、国や高知市及び衛生環境研究所等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。	危機管理部 健康政策部

# 1-4. 人員の確保

対 応 項 目	所 管
県は、情報収集・分析の円滑な実施のため、衛生環境研究所等と連携し、	
平時において、多様な背景の専門性(公衆衛生や疫学、データサイエンス	(本年本)
等)を有する職員の育成や人員確保、活用、有事に向けた訓練等を行うと	健康政策部
ともに、有事に必要な人員規模と専門性を確認し、配員調整等を行う。	

# 1-5. 情報漏えい等への対策

対 応 項 目	所 管
県等は、県内外の感染症サーベイランス等から得られた公表前の疫学情	
報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の機	
微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発	健康政策部
生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等	
を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。	

# 第2節 初動期

### (1)目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

### (2) 所要の対応

### 2-1. 実施体制

対 応 項 目	所 管
県は、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する	危機管理部
情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。	健康政策部

### 2-2. リスク評価

# 2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

対 応 項 目	所管
県等及び衛生環境研究所は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性は、体質原性、感染性、変乳感受性等と、関ロスの発生は辺、公療等性、原	
│ 状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)、県内での発生状況、公衆衛生・医│ 療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に	
当たっては、国や研究機関からの情報、学術論文等の情報等のほか、感染	健康政策部
動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づ   き、リスク評価を実施する。	
県等は、リスク評価を実施する。	
体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、	健康政策部
必要な準備を行う。	
県は、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が県民生活及び県民経済等に及ぼす影響を早	危機管理部
期に分析することを目指す。	関係部局等

# 2-2-2. リスク評価体制の強化

対 応 項 目	所 管
県等は、国等と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行	
うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実	健康政策部
施する。	
また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約	
できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用	健康政策部
し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。	

# 2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

対 応 項 目	所 管
県は、国及び衛生環境研究所等と連携し、リスク評価に基づき、感染症対	海电池华刘
策を迅速に判断し、実施する。	健康政策部

# 2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

対 応 項 目	所 管
県は、新たな感染症が発生した場合は、国から共有された国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、県民等に迅速に提供・共有する。	危機管理部 健康政策部

### 第3節 対応期

#### (1)目的

強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と県民生活及び県民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

#### (2) 所要の対応

### 3-1. 実施体制

対 応 項 目	所 管
県は、衛生環境研究所等と連携し、新型インフルエンザ等に関する速やか	
な情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェ	
ンス体制を強化する。	危機管理部
また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決	健康政策部
定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を	
柔軟に見直す。	

### 3-2. リスク評価

### 3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

対 応 項 目	所 管
県等及び衛生環境研究所は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、県内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、衛生環境研究所等からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。	危機管理部 健康政策部
県は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、県民生活及び 県民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、 考慮する。	危機管理部 関係部局等

# 3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

対 応 項 目	所管
県等は、衛生環境研究所等及び国等と連携し、リスク評価に基づき、感染	健康政策部
症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用する。	)性
また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約	
できるよう、準備期及び初動期に構築した人的・組織的なネットワークを	健康政策部
最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。	
県は、特に県内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊	
急事態措置の実施を要請する場合に備え、県民生活及び県民経済に関す	危機管理部
る分析を強化し、感染症危機が県民生活及び県民経済等に及ぼす影響を	関係部局等
把握する。	
県等は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調	健康政策部
査等の対象範囲や調査項目を見直す。	健康以來的
県等は、国から提供のあったまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実	危機管理部
施等に関する分析結果について、県民等に分かりやすく情報を提供・共有	<sup>危機官垤┅</sup> 健康政策部
する。	<b>姓</b> 康以東部

# 3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

対 応 項 目	所 管
県は、衛生環境研究所等及び国等と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、	危機管理部 健康政策部
柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。	健康以來的

# 3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

対 応 項 目	所管
県は、国から共有のあった国内外からの情報収集・分析から得られた情報	危機管理部
や対策について、県民等に迅速に提供・共有する。	健康政策部

### 第3章 サーベイランス

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

県行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、 新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的か つ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

#### (2) 所要の対応

#### 1-1. 実施体制

対 応 項 目	所 管
県等は、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、指定届出機関	
からの患者報告や、衛生環境研究所等からの病原体の検出状況やゲノム	健康政策部
情報等の報告がなされる体制を整備する。	
県等は、国が都道府県等からの報告と JIHS によるリスク評価に基づき、	
速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平	健康政策部
時から必要な準備を行う。	
県等及び衛生環境研究所は、平時から国等による感染症サーベイランス	
に係る技術的な指導及び支援や人材育成を受けるとともに、訓練等を通	健康政策部
じて有事における感染症サーベイランスの実施体制について改善を行	)性脉以尔印
う。	

# 1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

対 応 項 目	所 管
県等は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感	
染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生	健康政策部
動向等の複数の情報源から流行状況を把握する。	
県等及び衛生環境研究所は、JIHS 等と連携し、指定届出機関からインフ	
ルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染	
症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を平時から把	健康政策部
握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況につ	
いて共有する。	
県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、家畜保健衛生所等と	
連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状	<del>左</del> +級 <del>左</del> T田 立口
況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。	危機管理部
また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感	健康政策部
染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関	農業振興部
係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	
県等は、国が行う新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、	危機管理部
感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスによる	健康政策部
新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。	関連部局等

# 1-3. 人材育成及び研修の実施

対 応 項 目	所 管
県等は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、有事	
に必要となる人員規模をあらかじめ検討した上で、国等の実施する研修	健康政策部
を受講する。	

# 1-4. 分析結果の共有

対 応 項 目	所 管
県等は、国から提供された感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染	
性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの	健康政策部
分析結果及び分析結果に基づく正確な情報を県民等に分かりやすく提	健康以東部
供・共有する。	

### 第2節 初動期

### (1)目的

県内外における感染症有事(疑い事案を含む。)の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

#### (2) 所要の対応

# 2-1. 実施体制

対 応 項 目	所 管
県等は、国が有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について	海电水空动
判断を行った際に、県内での実施体制の整備を行う。	健康政策部

## 2-2. リスク評価

# 2-2-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

対 応 項 目	所 管
県等は、国及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベ	
イランスを継続するとともに、国の示す疑似症の症例定義に基づき疑似	
症サーベイランスを開始する。また、県等は、国及び関係機関と連携し、	健康政策部
新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイ	健康以来可
ランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化	
する。	
また、県等は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受	
性等)、臨床像等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集(入	健康政策部
院サーベイランス) 及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感	健康以来可
染症サーベイランスを開始する。	
衛生環境研究所は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者か	
ら採取した検体について亜型等の同定を行い、JIHS による確認を受け	健康政策部
る。	

# 2-2-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

対 応 項 目	所 管
県等は、国の判断に基づき、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏	
まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実	健康政策部
施する。	

# 2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

対 応 項 目	所 管
県は、国から共有のあった感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染	
性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報及び感染症の発生状況	健康政策部
等や感染症対策に関する情報を、県民へ迅速に提供・共有する。	

# 第3節 対応期

### (1)目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型インフルエンザ 等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受 性等)、等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

### (2) 所要の対応

### 3-1. 実施体制

対 応 項 目	所 管
県等は、衛生環境研究所等と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報	
収集を迅速に実施できるよう、リスク評価に基づき、有事の感染症サーベ	
イランスの実施体制を整備する。	健康政策部
また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの	健康以東部
実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体	
制の検討や見直しを行う。	

### 3-2. リスク評価

## 3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

対 応 項 目	所 管
県等は、国等と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の	
情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、県は、国及び	
関係機関等と連携し、県内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動	健康政策部
向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、	
臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。	
なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床	
像等の情報や科学的知見が蓄積された時点で、国より感染症サーベイラ	健康政策部
ンスの実施体制が示された際は、県等はその内容に基づき新たなサーベ	(建)承以宋 (1)
イランスへ移行する。	
県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の	健康政策部
感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。	(建脉以束引)

# 3-2-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

対 応 項 目	所 管
県等は、国等と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえ	人 危機管理部
たリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行	健康政策部
状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。	健康以來叩

# 3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

対 応 項 目	所 管
県等は、国から共有のあった感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染	
性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報及び新型インフルエン	
ザ等の発生状況等を県民に対し迅速に提供・共有する。	危機管理部
特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応にお	厄俄官垤部 健康政策部
いては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得	(建尿以丸部
るため、可能な限り科学的根拠に基づいて県民等に分かりやすく情報を	
提供・共有する。	

# 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第1節 準備期

#### (1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、県民等、国、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、県は、平時から、県民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた県民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

### (2) 所要の対応

### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における県民等への情報提供・共有

#### 1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

11 心未進にありる情報に内 八十	T
対 応 項 目	所 管
県は、平時から衛生環境研究所等と連携して、感染症に関する基本的な情	
報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人	
混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に	
関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、県民等の理	(本 本 本 本)
解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適	健康政策部
時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、県に	関係部局等
よる情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度	
が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会にお	
ける感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。	
県及び市町村は、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域	
における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リ	
スクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることか	健康政策部
ら、保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛	教育委員会
生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始	関係部局等
め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	

# 1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

対 応 項 目	所 管
県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、	
所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではな	
く、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策	健康政策部
の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、県によ	関係部局等
る情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が	
一層向上するよう努める。	

# 1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

対 応 項 目	所 管
県は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにソーシャルネット	
ワーキングサービス(以下、「SNS」という。)等によって増幅されるイン	
フォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普	
及状況等も踏まえつつ、県民等のメディアや情報に関するリテラシーの	
向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行	
う。	健康政策部
また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確	関係部局等
かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を注視し、国と連携して、科学的知	
見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を	
円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組等を通じ、県によ	
る情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が	
一層向上するよう努める。	

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等 県は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

# 1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

対 応 項 目	所 管
新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の	
内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分	
配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新	
聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、ホームペ	危機管理部
ージや SNS を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する) 等につい	健康政策部
て検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。	関係部局等
また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能	
力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮を	
しつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する 。	
県は、関係部局等ごとに広報責任者を置き、必要に応じ、事前に決定した	
役割分担に基づき、報道機関からの問い合わせ等に対応する広報(取材)	総合企画部
担当者を置く。	危機管理部
また、県として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共	健康政策部
有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局が	関係部局等
ワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。	
県は、新型インフルエンザ等の発生時に、市町村や業界団体等を通じた県	危機管理部
民等への情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方	健康政策部
向の情報提供・共有の在り方を整理する。	関係部局等
県は、国や市町村、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な	危機管理部
限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構	健康政策部
築する。	関係部局等

# 1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

対 応 項 目	所 管
県は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュ	
ニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等の	危機管理部
モニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握	健康政策部
し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備す	関係部局等
る。	
県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時に、県民等からの相談に	総合企画部
応じるため、コールセンター等の設置準備をする。	危機管理部
	健康政策部
	関係部局等

#### 第2節 初動期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、県民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを 行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにも なること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その 時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等の不安の解 消等に努める。

#### (2) 所要の対応

県は、国や JIHS 等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

#### 2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

対 応 項 目	所 管
県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であるこ	
とから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる	
情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提	
供・共有を行う。	総合企画部
その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大き	危機管理部
く寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静	健康政策部
な対応を促すメッセージを発出するよう努める。	関係部局等
また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能	
力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮を	
しつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。	
県は、県対策本部に広報班を設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・	危機管理部
各対象への窓口業務の一本化を実施する。	健康政策部

県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、国、関係部局、市町村、指	総合企画部
定(地方)公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧で	危機管理部
きるウェブサイトを立ち上げる。	健康政策部
	関係部局等
衛生環境研究所は、県と連携して、県民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	健康政策部
県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、	危機管理部
市町村や業界団体等を通じた県民等への情報提供・共有を行う。	健康政策部
	関係部局等
県は、国の示す新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等	
を目安にしながら、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、県民等	健康政策部
に対して感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。	

# 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

対 応 項 目	所 管
県は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得るこ	
とが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコ	危機管理部
ールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の	健康政策部
反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づく	<b>健康以来</b> 问
リスクコミュニケーションを行うよう努める。	
県は、国の設置したコールセンター等を県民等に周知する。	危機管理部
	健康政策部
県は、県民等からの相談に応じるため、必要に応じてコールセンター等を	危機管理部
設置する。また、新型インフルエンザ等に関する広範囲な相談に対応する	健康政策部
ため、関係各課においても、県民の相談に対応する。	関係部局等
県は、必要に応じて、市町村に対しコールセンター等の設置を要請する。	危機管理部
	健康政策部

# 2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

対 応 項 目	所 管
県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、	
所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではな	 危機管理部
く、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の	健康政策部
妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提	関係部局等
供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町村、NPO等	וי פיישראו וגו
の各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知する。	

県は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を注視し、国と連携して、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

危機管理部 健康政策部

#### 第3節 対応期

#### (1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、県は、県民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する県民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを 行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄 与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること 等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得 られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等の不安の解消等に努 める。

#### (2) 所要の対応

県は、国や JIHS 等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にしながら、県内の関係機関を含む県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

# 3-1. 基本的方針

# 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

対 応 項 目	所 管
県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、引き続き、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。	危機管理部 健康政策部 関係部局等
県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、国、関係部局、市町村、指定(地方)公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。	総合企画部 危機管理部 健康政策部 関係部局等
衛生環境研究所は、引き続き、県と連携して、県民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	危機管理部 健康政策部
県は、引き続き、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方 を踏まえ、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。	危機管理部 健康政策部 関係部局等
県は、引き続き、国の示す新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を目安にしながら、個人情報やプライバシーの保護に留意しつ つ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。	健康政策部

# 3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

対 応 項 目	所 管
県は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得るこ	
とが重要であることから、引き続き、一方向の情報提供だけでなく、SNS	危機管理部
の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報	·
の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーショ	健康政策部
ンに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。	

県は、必要に応じて、コールセンター等の体制を強化する。また、コール	危機管理部
センター等に寄せられた質問事項等から、県民や事業者等の関心事項等	健康政策部
を整理し、関係部局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。	関係部局等
県は、必要に応じて、市町村に対しコールセンター等の継続を要請する。	危機管理部
	健康政策部

# 3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

対 応 項 目	所 管
県は、引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町村、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等
県は、引き続き、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を注視し、国と連携して、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	危機管理部 健康政策部

# 3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

# 3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

対 応 項 目	所 管
国は、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを	
念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、県は、県民	
等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病	
原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していな	
い場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、県民	
等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性が	│ │ 危機管理部
あることから、県は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対	危機官垤部   健康政策部
策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感	健康以來的
染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都	
道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感	
染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡	
大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、	
可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。	

# 3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

# 3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

対 応 項 目	所 管
国は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリス	
ク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直すことが考	
えられる。その際、県は、県民等が適切に対応できるよう、その時点で把	
握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前か	   危機管理部
らの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。移動等の自粛	
を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なもの	健康以來部
であること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期	
の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等	
に基づいて分かりやすく説明を行う。	

# 3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

対 応 項 目	所 管
県は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリス	
ク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や県	
民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理	危機管理部
由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を	健康政策部
行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双	関係部局等
方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の	
共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。	

# 3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

対 応 項 目	所 管
県は、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原	
性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一	
定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと	総合企画部
移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制	施古正画部 危機管理部
や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、	
個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいる	健康政策部 関係部局等
ことが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション	渕泳砂河寺
を行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、	
理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。	

## 第5章 水際対策

## 第1節 準備期

### (1)目的

平時から水際対策に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資等の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。

## (2) 所要の対応

## 1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

対 応 項 目	所 管
県等は、国が行う新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修及び訓練等について、必要に応じて職員を参加させる。	総合企画部 危機管理部 健康政策部
県等は、検疫法に基づく入院等を円滑に行うため、国との連携体制を構築 する。	健康政策部
県等は、検疫所における新型インフルエンザ等に対する PCR 検査を、依頼に基づき衛生環境研究所等において実施できるよう、必要に応じて協力体制を構築する。	健康政策部
県等は、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等や都道府県 等への情報共有等を円滑に行うために国が整備するシステムを活用す る。	総合企画部 健康政策部

# 1-2. 国との連携

対 応 項 目	所 管
県は、検疫法の規定に基づく協定に関して国や医療機関と連携するとと	危機管理部
もに、有事に備えた訓練への参加を通じて、平時から国、高知市及び医療	健康政策部
機関との連携を強化する。	関係部局

### 第2節 初動期

### (1)目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に水際対策の内容を検討し、実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、県内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

## (2) 所要の対応

### 2-1. 検疫措置の強化

対 応 項 目	所 管
衛生環境研究所等は、国が行う PCR 検査等の検査を実施するための技術	健康政策部
的検証及び検査機器が活用できる体制の整備に協力する。	健康以東部
県警察本部は、国の指導又は調整に基づき、検疫措置の強化に伴い、検疫	目敬宛士如
実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。	県警察本部 

## 2-2. 密入国者対策

対 応 項 目	所 管
県等は、密入国者の中に感染者又は感染したおそれのある者がいるとの	
情報を入手し、又は認めたときは、国と協力のうえ必要な感染対策を講じ	健康政策部
た上、所要の手続をとる。	
県警察本部は、国の指導又は調整に基づき、発生国・地域から到着する船	
舶・航空機に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトラ	県警察本部
ンジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行う。	
県警察本部は、国の指導又は調整に基づき、感染者の密入国を防止するた	
め、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を強化し、また、	県警察本部
警戒活動等を行う	

## 2-3. 国との連携

対 応 項 目	所 管
県等は、検疫措置の強化に伴う、検疫所と県等や医療機関等の関係機関との連携強化にあたり、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等の検査を実施するための国からの技術的支援を受け、検査体制を速やかに整備する。	健康政策部
県等は、質問票等により得られた情報について、準備期にあらかじめ定め たところに従い、国から提供を受ける。	健康政策部

県等は、国と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。

健康政策部

### 第3節 対応期

### (1)目的

新たな病原体(変異株を含む。)の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や県内外における感染拡大の状況等を踏まえ、県民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、国と連携して、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策を実施する。

### (2) 所要の対応

## 3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

対 応 項 目	所 管
県等は、状況の変化を踏まえ、第2節(初動期)の対応を継続する。	健康政策部
県等は、必要に応じて感染症法第15条の3第5項の規定に基づき、県等	/建 中亚大学 如
に代わって国が健康監視を実施するよう要請する。	健康政策部

## 3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

対 応 項 目	所 管
県等は、第2節(初動期)の対応を継続する。	健康政策部

### 3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

対 応 項 目	所 管
県等は、第2節(初動期)の対応を継続する。	健康政策部

# 第6章 まん延防止

## 第1節 準備期

### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、県民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、県民や事業者の理解促進に取り組む。

#### (2) 所要の対応

# 1-1. 対策の実施に係る参考指標等の検討

対 応 項 目	所 管
県は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替	
えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の	危機管理部 危機管理部
内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、有事にも円滑な把握が	
できるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデ	健康政策部
一タ等を用いる。	

#### 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

対 応 項 目	所 管
県は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対	
策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエン	
ザ等のまん延を防止し、県民の生命及び健康を保護するためには県民一	健康政策部
人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行う	
ことの必要性について理解促進を図る。	
県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人	
混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑	健康政策部
われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げない	教育委員会
ように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを	関係部局等
行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。	
県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急	危機管理部
事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使	
用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や	健康政策部
事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	関係部局等

公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定(地方)公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。県は、国と連携して、その運行に当たっての留意点等について、指定(地方)公共機関に周知する。

総合企画部 危機管理部 健康政策部

# 第2節 初動期

### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、県内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

# (2) 所要の対応

### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

対 応 項 目	所 管
県等は、国と連携し、県内における新型インフルエンザ等の患者の発生に	
備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居	
者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対	(本) (本) (本) (本)
応指導等)の確認を進める。また、県等は、検疫所から新型インフルエン	健康政策部
ザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合	
は、国と連携し、これを有効に活用する。	
県は、県内におけるまん延に備え、必要に応じて、業務継続計画に基づく	<b>产</b> 機管理如
対応の準備を行うとともに、市町村又は指定(地方)公共機関等において	危機管理部
業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行うように要請する。	健康政策部

#### 第3節 対応期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を 講ずることで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護する。その際、県民生活 や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、県民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

#### (2) 所要の対応

#### 3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。国及び JIHS による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、県民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

### 3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

対 応 項 目	所 管
県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患	
者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応	
(外出自粛要請等)等の措置を行う。また、病原体の性状(病原性、感染	
性、薬剤感受性等)等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、	健康政策部
積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡	
大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も	
組み合わせて実施する。	

## 3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

## 3-1-2-1 外出等に係る要請等

対 応 項 目	所 管
県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集ま	
る等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自	
粛要請を行う。	
また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が	危機管理部
変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請	健康政策部
や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の	
維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を	
行う。	

## 3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

対 応 項 目	所 管
県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混	人 危機管理部
みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会	健康政策部
議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。	(注)水以火 (I)

## 3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

## 3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

対 応 項 目	所 管
県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要が	
あると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請	人 危機管理部
を行う。	健康政策部
また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する	教育委員会
者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」とい	以月安貝云 関係部局等
う。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)	闲休叩问守
等の要請を行う。	

## 3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請

対 応 項 目	所 管
県は、必要に応じて、上記 3-1-3-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事	危機管理部 危機管理部
態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する	健康政策部
検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要	関係部局等
な措置を講ずることを要請する。	(3)

## 3-1-3-3. 3-1-3-1 及び 3-1-3-2 の要請に係る措置を講ずる命令等

対 応 項 目	所 管
県は、上記 3-1-3-1 又は 3-1-3-2 のまん延防止等重点措置又は緊急事態	
措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に	危機管理部
応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る	健康政策部
措置を講ずべきことを命ずる。	

## 3-1-3-4. 施設名の公表

対 応 項 目	所 管
県は、上記 3-1-3-1 から 3-1-3-3 までのまん延防止等重点措置又は緊急	
事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業	危機管理部
者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながる	健康政策部
と判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。	

## 3-1-3-5. その他の事業者に対する要請

対 応 項 目	所 管
県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等
県等は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集 まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよ う要請する。	健康政策部 子ども・福祉政策部
県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが 高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹 底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。	危機管理部 健康政策部

## 3-1-3-6. 学級閉鎖・休校等の要請

対 応 項 目	所 管
県は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏	
まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する	危機管理部
情報提供・共有を行う。また、県は、学校保健安全法(昭和33年法律第	健康政策部
56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感	教育委員会
染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。	

#### 3-1-4. 公共交通機関に対する要請等

対 応 項 目	所 管
県は、必要に応じて、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励	総合企画部
行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。	危機管理部
	健康政策部
県は、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必	総合企画部
要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法等の変更を要請する。	危機管理部
	健康政策部

#### 3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

#### 3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

対 応 項 目	所 管
県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフ	
ルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対	
する国民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を	
回避し、県民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記	
3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減ら	危機管理部
す等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。	健康政策部
このため、県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の	
実施を検討することを含め、上記 3-1 に記載した対策の中でも強度の高	
いまん延防止対策を講ずる(まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実	
施の考え方については、3-3に記載)。	

#### 3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

#### 3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

対 応 項 目	所 管
り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから	
感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の県民の	た機管理部 危機管理部
生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記 3-2-1 と同様	
に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん	健康政策部
延防止対策を講ずる。	

## 3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合

対 応 項 目	所 管
り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピード	
が比較的緩やかである場合は、基本的には上記 3-1-1 の患者や濃厚接触	<b>在</b> 继竺亚立
者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。	危機管理部
それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延	健康政策部
防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。	

## 3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合

## 3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

対 応 項 目	所管
こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやす	
い傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが	
高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討す	
る。	
例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育施設	危機管理部
等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施する	健康政策部
とともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。	教育委員会
また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じ	関係部局等
て、上記 3-1-3-6 の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感	
染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態に	
ある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学	
校等における感染拡大を防止することも検討する。	

## 3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

対 応 項 目	所 管
ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下し	
たと認められる場合は、上記 3-1 に記載した対策の中では強度の低いま	
ん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への	
速やかな移行を検討する。	危機管理部
なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリ	健康政策部
スクに応じて、上記 3-2-2 に記載した考え方に基づき対策を講ずる。た	
だし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う県民生活や社会経	
済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。	

### 3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

対 応 項 目	所 管
県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病	危機管理部
原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。	健康政策部

## 3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

上記 3-2 の考え方に基づき対応するに当たり、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりとする。

検 討 項 目	所管
① 県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク 評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対し て要請するか検討する。	危機管理部 健康政策部
② 国は、県等及び JIHS 等と緊密に連携し、JIHS 等から得られる科学的知見や本県の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ追状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。	
③ ただし、上記 3-2 のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。 (ア) 封じ込めを念頭に対応する時期 科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを県民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。 (イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期 医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、JIHS 等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。 (ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 上記(イ)と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。	危機管理部 健康政策部

#### 第7章 ワクチン

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを速やかに供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### (2) 所要の対応

#### 1-1. 研究開発

#### 1-1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

対 応 項 目	所 管
県等は、国及び JIHS が行うワクチンの研究開発の担い手の確保を推進す	
るため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成	
等、ワクチンの研究開発に関し、大学等の研究機関を支援する。	健康政策部
また、県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積	性
極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との	人化生活部
連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等	
における研究開発の実施体制の強化を支援する。	

#### 1-2. ワクチンの供給体制

### 1-2-1. ワクチンの流通に係る体制の整備

県は、国からの要請に基づき、管内市町村、県医師会及び高知県医薬品卸業協会等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下(ア)から(ウ)までの体制を構築する。

	対 応 項 目	所 管
(ア)	管内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握す	
	ることが可能な体制	
(イ)	ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係	健康政策部
	る融通方法	
(ウ)	市町村との連携の方法及び役割分担	

#### 1-3. 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合)

対 応 項 目	所 管
特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるもので	
あることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決	危機管理部
定するに当たっては、国民等の十分な理解が得られるように、特措法上高	健康政策部
い公益性及び公共性が認められるものでなければならない。	関係部局等
県は、これに基づき国が定める特定接種の詳細に基づき対応を進める。	

### 1-3-1. 登録事業者の登録に係る周知

対 応 項 目	所管
国が行う、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理	危機管理部
するデータベースへの登録について、県及び市町村は、特定接種に係る接	健康政策部
種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領等、事業者	関係部局等
に対する周知に協力する。	倒添配问守

### 1-3-2. 登録事業者の登録

対 応 項 目	所 管
県及び市町村は、国の行う事業者の登録申請の受け付け及び基準に該当	健康政策部
する事業者を登録事業者としての登録に協力する。	関係部局等

#### 1-4. 接種体制の構築

### 1-4-1. 接種体制

····	
対 応 項 目	所 管
新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、	
市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、	健康政策部
会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	

#### 1-4-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められるため、以下の対応を行う。

対 応 項 目	所 管
県及び市町村は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原 則として、速やかに特定接種が実施できるよう、国からの要請に基づき、 接種体制を構築する。	健康政策部 関係部局等

#### 1-4-3. 住民接種

新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国 民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、国 は、基本的対処方針を変更することで、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項 の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。

また、県は、国が整理した住民接種の接種順位に関する基本的な考え方等に基づき、平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

対 応 項 目	所 管
市町村又は県は、国等の協力を得ながら、当該市町村又は都道府県の区域	
内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築	健康政策部
を図る。	
市町村又は県は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医	
療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体	健康政策部
における接種を可能にするよう取組を進める。	
市町村又は県は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校	
関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接	健康政策部
種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について、国の技術的	関係部局等
な支援を受けながら準備を進める。	

## 第2節 初動期

## (1)目的

準備期から強化した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

## (2) 所要の対応

## 2-1. 接種体制

## 2-1-1. 接種体制の構築

対 応 項 目	所 管
市町村又は県は、国からのワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施	健康政策部
方法、必要な予算措置等の情報提供・共有に基づき、接種会場や接種に携   セス医療従来者等の確保等、接種は制の構築を行う。	関係部局等
│ │わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。	

### 2-1-2. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

対 応 項 目	所 管
県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し	
て必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不	(本年本)
足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよ	健康政策部
う要請することを検討する。	

#### 第3節 対応期

#### (1)目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、 柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### (2) 所要の対応

### 3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

#### 3-1-1. ワクチン等の流通体制の構築

対 応 項 目	所 管
県は、国からの要請に基づき、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築 する。	健康政策部

#### 3-2. 接種体制

対 応 項 目	所 管
市町村又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。	健康政策部
県は、追加接種を行うと国が決定した場合においても、混乱なく円滑に接	
種が進められるように国や市町村、医療機関と連携して、接種体制の継続	健康政策部
的な整備に努める。	

#### 3-2-1. 特定接種

## 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

対 応 項 目	所 管
県及び市町村は、国が特定接種を実施することを決定した場合は、国と連	
携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に	/a cs. 75 55 47
集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行	健康政策部
う。	

#### 3-2-2. 住民接種

#### 3-2-2-1. 予防接種の準備

対 応 項 目	所 管
県は、国が示す住民への接種順位等を踏まえ、国と連携して、接種体制の	健康政策部
準備を行う。	<b>建深以来</b> 即

## 3-2-2-2. 予防接種体制の構築

対 応 項 目	所 管
市町村又は県は、国からの要請に基づき、準備期及び初動期において整	(本本本如
理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。	健康政策部

## 3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

対 応 項 目	所 管
市町村又は県は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、県及び	海电池空动
市町村は、国からの要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行う。	健康政策部

## 3-2-2-4. 接種体制の拡充

対 応 項 目	所 管
市町村又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用	
した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の	子ども・福祉
入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又	政策部
は市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を	健康政策部
確保する。	

## 3-2-2-5. 接種記録の管理

対 応 項 目	所 管
県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止でき	
るよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、	健康政策部
準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。	

## 3-3. 情報提供•共有

対 応 項 目	所 管
市町村又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、	
副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共	健康政策部
有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。	

#### 第8章 医療

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源(医療人材や病床等)には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき県等と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、高知県 感染症対策連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備 と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

#### (2) 所要の対応

#### 1-1. 基本的な医療提供体制

対 応 項 目	所 管
県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健	
所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記 1-1-1 から 1-1-7	
までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定	
締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療	健康政策部
の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療	
人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に	
連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	
県は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できる	
よう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について地域の実情に応	健康政策部
じて、機動的な運用を行う。	
上記の有事の医療提供体制を平時から準備することで、感染症危機にお	健康政策部
いて感染症医療及び通常医療を適切に提供する。	(建) 展
県は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使	
用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情	
報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地	健康政策部
域における有事の司令塔機能を果たす部局を平時から明確化し、体制整	
備を行う。	

## 1-1-1. 相談センター

対 応 項 目	所 管
県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期	
に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者	(本年 元 经 立7
等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等	健康政策部
の案内を行う。	

## 1-1-2. 感染症指定医療機関

対 応 項 目	所 管
新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る	
発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後	73 FT TH 55 17
も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割	健康政策部
を果たす。	

## 1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関 (第一種協定指定医療機関)

対 応 項 目	所 管
病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、	
県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。	
新型インフルエンザ等の流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係	
る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。)におい	健康政策部
ては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関(以下「流行	
初期医療確保措置協定締結医療機関」という。)が対応を行い、その後順	
次その他の協定締結医療機関も対応を行う。	

## 1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関 (第二種協定指定医療機関)

対 応 項 目	所 管
発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、	
県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱	
患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、	
駐車場等で診療する場合を含む。)を設け、発熱患者の診療を行う。新型	健康政策部
インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締	
結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応	
を行う。	

## 1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関(第二種協定指定医療機関)

対 応 項 目	所 管
自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に県と締	
結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪	
問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等におけ	健康政策部
る療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・	
服薬指導、訪問看護等を行う。	

## 1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関

対 応 項 目	所 管
後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、	
県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフ	健康政策部
ルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。	

## 1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

対 応 項 目	所 管
医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に	
基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、	健康政策部
医療人材を医療機関等に派遣する。	

## 1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

対 応 項 目	所 管
県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定する	
とともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ	健康政策部
等の発生時における医療提供体制を整備する。	
県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発	
熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関	健康政策部
する協定を締結する 。	
県は、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう国	健康政策部
から必要な支援や助言等を受ける。	健康以來即
県等は、民間宿泊事業者等との間で締結した協定に基づき、宿泊療養施設	
の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の	健康政策部
方法等について事前に周知を行う。	

## 1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

対 応 項 目	所 管
県等や医療機関は、国の行う研修や訓練等を通じた、人工呼吸器や ECMO	
等を扱う医療人材や感染症専門人材の育成の推進及び育成状況の定期的	健康政策部
な確認に協力する。	
県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関と	
の間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材(災害・感染症医療	健康政策部
業務従事者を含む。)、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を	関係部局等
実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。	

## 1-4. 新型インフルエンザ等の発生時のための DX の推進

対 応 項 目	所 管
県や医療機関等は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)等の運用につ	海电水空动
いて、国の実施する訓練等に参加する。	健康政策部

## 1-5. 医療機関の設備整備・強化等

対 応 項 目	所 管
県は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定	
締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準	健康政策部
備状況の定期的な確認を行う。	
医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について	(李宝. 朱女. 女)
定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。	健康政策部

## 1-6. 臨時の医療施設等の取扱いの整理

対	応	項	目	所	管
県は、国による整理も踏まえ、	平時だ	いら、	臨時の医療施設の設置、運営、	健康政	策部
医療人材確保等の方法を整理す	る。			関係部	祁局

## 1-7. 高知県感染症対策連携協議会等の活用

対 応 項 目	所 管
県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、高知県感	
染症対策連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施	
設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有	健康政策部
事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整	
の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者	関係部局等
施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感	
染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。	
また、県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合	
調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あら	健康政策部
かじめ関係機関等と確認する。	関係部局

## 1-8. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

対 応 項 目	所 管
県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機	健康政策部
関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	) 建球以农印
県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性が	
あることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患	健康政策部
等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等	危機管理部
との間で、必要に応じ協定の締結又は協議を行う。	

#### 第2節 初動期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から県民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

このため、県は、国から新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、感染症に係る情報提供を受け、適切な医療を提供する体制を確保する。

県は、提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、県は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

#### (2) 所要の対応

#### 2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

対 応 項 目	所 管
県は、感染症指定医療機関での対応により得られる臨床情報、衛生環境研	
究所等での検査により得られる情報、県が実務を行う中で入手した情報	危機管理部
等、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関す	健康政策部
る情報を国に提供する。	
県は、国や JIHS から提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染	
症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を含む診断・	危機管理部
治療に関する情報等について、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設	健康政策部
等に迅速に提供・共有を行う。	

#### 2-2. 医療提供体制の確保等

対 応 項 目	所 管
県は、国からの要請に基づき、感染症指定医療機関における感染症患者の	
受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、	
入院調整に係る体制構築を進め、準備期において高知県感染症対策連携	
協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。	健康政策部
あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確	
保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況	
等を確実に入力するよう要請を行う。	
感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提	
供する。また、医療機関は、都道府県からの要請に応じて、医療機関等情	健康政策部
報支援システム(G-MIS)の入力を行う。	

県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエン	
ザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判	健康政策部
断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。	
県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等に	健康政策部
ついて住民等に周知する。	(建球以來可)
県等は、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を	
遅滞なく確立するため、国の要請に基づき、予防計画に基づく検査等措置	健康政策部
協定機関等における検査体制を速やかに整備する。	
県は、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制	
が遅滞なく確保できるよう、国の要請に基づき、流行初期医療確保措置協	健康政策部
定締結医療機関に対し対応の準備を行うよう要請する。	

## 2-3. 相談センターの整備

対 応 項 目	所 管
県等は、国からの要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者	
等からの相談に対応する相談センターを整備し、県民等への周知を行い、	健康政策部
感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の	健康以東部
受診につなげる。	
県等は、国からの要請に基づき、症例定義に該当する有症状者等は、相談	健康政策部
センターに相談するよう、県民等に周知を行う。	健康以東部
県は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する	
有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指	健康政策部
定医療機関の受診につなげるよう要請する。	

#### 第3節 対応期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、県は、初動期に引き続き、国から提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

#### (2) 所要の対応

### 3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

対 応 項 目	所 管
県は、国及び JIHS から提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、	
高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域	危機管理部
の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充	健康政策部
し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。県は、	子ども・福祉
高知市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整	政策部
権限・指示権限 を行使する。	
県は、準備期において高知県感染症対策連携協議会等で整理した医療提	
供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な	健康政策部
医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備	性
期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。	
感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の	
中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協	健康政策部
定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等	健康以来可
への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。	
県は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、	
診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期	健康政策部
間、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感	医深以外印
染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。	
県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床	
使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援シ	健康政策部
ステム(G-MIS)に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把	定冰以水印
握しながら、入院調整を行う。	

医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム (G-MIS) の入力を行う。	健康政策部
医療機関は、感染症対策物資等(個人防護具等)の備蓄・配置状況につい	
て医療機関等情報支援システム (G-MIS) に入力を行い、感染症対策物資	
等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム (G-	健康政策部
MIS)を通じて県へ報告を行う。県は、国等と連携し、医療機関の求めに	
応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。	
県等は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者につい	
て、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を	危機管理部
確保する。また、県民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利	健康政策部
用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。	
県は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談セ	/da (事 Th / 45
ンター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。	健康政策部
県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機	/da ch . Th . 555 . 477
関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	健康政策部
県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先	
となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について県民等	健康政策部
に周知する。	
県は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身へ	
の影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メ	海电水学如
ンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請す	健康政策部
る。	

## 3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

## 3-2-1. 流行初期

## 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

対 応 項 目	所 管
県は、国から感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締	
結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する	健康政策部
体制を確保するよう要請を受けた際に、これに応じた所要の対応を行う。	
感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の	
中核として役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、準	   健康政策部
備期に県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確	<b>建</b> 康以宋印
保又は発熱外来を行う。	
県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエン	
ザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出る	健康政策部
よう要請する。	
医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者	(本 中 本 如
又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う 。	健康政策部 
県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整	
を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行	
初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先	
医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づ	健康政策部
き、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、県は、高知市との間で	
入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を	
行使する。	
県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、3-	
4の臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に設置す	海电水华郊
ることができるよう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、運営、医	健康政策部 
療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。	

## 3-2-1-2. 相談センターの強化

対 応 項 目	所 管
県等は、国からの要請に基づき、帰国者等、接触者、有症状者等からの相	
談(受診先となる発熱外来の案内を含む。)を受ける相談センターの強化	
を行うよう要請があった場合に、症状者等からの相談に対応する相談セ	
ンターを強化を行い、症例定義に該当する有症状者が相談センターを通	健康政策部
じて発熱外来を受診するよう県民等に周知を行う。	
また、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につな	
げる。	

## 3-2-2. 流行初期以降

## 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

対 応 項 目	所 管
県は、国からの要請に基づき、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、	
協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療	
の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床	
確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心と	健康政策部
なった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協	
定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提	
供体制を拡充する。	
協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請	
に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援	健康政策部
又は医療人材の派遣を行う。	
県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整	
を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定	
締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等にお	(本本本)
いては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に	健康政策部
連携して対応する。なお、県は、高知市との間で入院調整が円滑に行われ	
るよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	
県は、病床使用率が高くなってきた場合には、国の示す指標に基づき、基	
礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させ	
るとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化	健康政策部
する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機	
関への転院を進める。	
県は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、	
災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請	健康政策部
する。	
県等は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の	
状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度	健康政策部
の測定等を行う体制を確保する。	

## 3-2-2-2. 相談センターの強化

対 応 項 目	所 管
上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。	健康政策部

## 3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応

対 応 項 目	所 管
県は、国から小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定の	
グループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した	健康政策部
場合に、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を	性
確保するよう要請があった場合は、これに応じた対応を行う。	
県は、病原性が高い場合に、国から感染症指定医療機関及び協定締結医療	
機関において重症者用の病床の確保を多く行うよう要請があった場合	
は、これに応じた対応を行う。	健康政策部
一方、感染性が高い場合に、国から、全ての協定締結医療機関において対	健康以東部
応する等、医療提供体制を拡充するよう要請があった場合は、これに応じ	
た対応を行う。	

## 3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

対 応 項 目	所 管
県は、国から、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、	
地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう要請があった場合	
は、必要に応じて対応を行う。	
また、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合に、国から、協定に	健康政策部
基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、地域の実情に応じて	
柔軟かつ機動的に対応するよう要請があった場合は、必要に応じて対応	
を行う。	
県は、国から相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みか	
ら、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するよう要請があ	/油 (主 エト <u>ケキ</u> 立7
った場合は、当該要請に応じて所要の措置を講ずるとともに、市町村と協	健康政策部
カして、県民等への周知を行う。	

## 3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

対 応 項 目	所 管
県は、国から示された基本的な感染対策に移行する方針に基づき、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。	危機管理部 健康政策部

## 3-3. 予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針

対 応 項 目	所 管
新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、	
その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確	
保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく	危機管理部
異なる場合は、県は国から示された対応方針に基づき、準備期に締結した	健康政策部
協定の内容の変更や状況に応じた対応を行うことを柔軟かつ機動的に判	
断して対応する。	

## 3-4. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針 県は、上記 3-1 及び 3-2 の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、 必要に応じて、以下の取組を行う。

対 応 項 目	所 管
県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期	
に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の	   危機管理部
医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の	
医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。県は、必要に応じて総合調整	健康政策部 
権限・指示権限を行使する。	
県は、医療機関等情報支援システム (G-MIS) の情報を参考に、地域の感	
染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨	健康政策部
時の医療施設を設置して医療の提供を行う。	
県は、上記の対応を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与	
えるおそれがある場合は、以下(ア)から(ウ)までの対応を行うことを	
検討する。	
(ア) 第6章第3節(「まん延防止」における対応期)3-1-2及び3-1-3	   危機管理部
の措置を講ずること。	危機自生的   健康政策部
(イ)適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や	健康以來的
緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。	
(ウ)対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施	
の要請等を行うこと。	

#### 第9章 治療薬・治療法

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、全国的に普及させることが重要である。平時からそのための体制作りを行うとともに、治療薬の配送等に係る体制については訓練でその実効性を定期的に確認し、必要な見直しを不断に行う。

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに治療薬を治療法とともに提供するための準備を行う。

#### (2) 所要の対応

### 1-1. 重点感染症の指定及び情報収集・分析体制の整備

対 応 項 目	所 管
県は、国及び JIHS から提供のあった知見を速やかに医療機関等に提供で	(法法: 15.25.25.27
きるよう、有事における情報共有体制を構築する。	健康政策部 

#### 1-2. 治療薬・治療法の研究開発の推進

#### 1-2-1. 研究開発体制の構築

対 応 項 目	所 管
県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の	冲电水华如
診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	健康政策部 

#### 1-2-2. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

対 応 項 目	所 管
県等は、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため感染症の基礎	
研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行う大学等の研究機	
関を支援する。	
また、県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積	健康政策部
極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との	
連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等	
における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。	

## 1-3. 治療薬・治療法の活用に向けた整備

## 1-3-1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

対 応 項 目	所 管
県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結	
医療機関等で、国及び JIHS が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用	/a cs. 7.5 45. 47
できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実	健康政策部
施体制を定期的に確認する。	

## 1-3-2. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備

対 応 項 目	所 管
県は、抗インフルエンザウイルス薬について、諸外国における最新の備蓄	
状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必	海电水类如
要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状	健康政策部
況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。	

#### 第2節 初動期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の供給を行う。

県は、準備期での整理に基づき、有事の体制へ早期に移行するとともに、治療薬の配分、 流通管理等に係る取組を進める。

#### (2) 所要の対応

#### 2-1. 研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

対 応 項 目	所 管
県は、国から共有のあった発生した新型インフルエンザ等に関する治療	
薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する知見を医療機	健康政策部
関等の関係機関で共有する等、双方向的な情報共有を行う。	

#### 2-2. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

#### 2-2-1. 医療機関等への情報提供・共有

対 応 項 目	所 管
県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結	
医療機関等で、国及び JIHS が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を	健康政策部
使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。	

#### 2-2-2. 治療薬の配分

対 応 項 目	所 管
県等は、供給量に制限がある治療薬について、国が整理した流通形態、医	
療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等に基づき、準備期	/# ( <b>5</b> . 7.6 <del>///</del>
に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患	健康政策部
者に対して適時に公平な配分を行う。	

#### 2-5-5. 治療薬の流通管理及び適正使用

対 応 項 目	所 管
県等は、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型イン	
フルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬につ	健康政策部
いて、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。	

## 2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの場合)

対 応 項 目	所 管
県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備	海事办等郊
蓄分を含む備蓄量の把握を行う。	健康政策部
県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者	
の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御	
なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬	健康政策部
の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定	
医療機関等に移送する。	
県等は、国内での感染拡大に備え、国と連携し、医療機関や薬局に対し、	(净) 中心 华 如
抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	健康政策部

#### 第3節 対応期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を開発し、承認及び確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

#### (2) 所要の対応

#### 3-1. 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

県は、新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、以下の対応を行う。

#### 3-1-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

対 応 項 目	所 管
県は、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の	
研究開発動向等に関する情報や臨床情報等に係る知見を国、医療機関等	健康政策部
の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。	

#### 3-1-2. 治療薬・治療法の活用

#### 3-1-2-1. 医療機関等への情報提供・共有

対 応 項 目	所 管
県は、引き続き国から提供された新型インフルエンザ等の診断・治療に資	
する情報及び策定された診療指針等を、医療機関等や医療従事者等、県民	健康政策部
等に対して迅速に提供する。	

#### 3-1-2-2. 医療機関や薬局における警戒活動

対 応 項 目	所 管
県警察本部は、医療機関や薬局及びその周辺において、国民等の混乱、不	
測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動等を行うよう国より指	県警察本部
導・調整があった場合は、対応を行う。	

#### 3-1-2-3. 治療薬の流通管理

対 応 項 目	所 管
県等は、引き続き、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用い	
る新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、	/a cs. 75 25 47
それらの流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通	健康政策部
を指導する。	

県は、必要に応じ、国からの要請等に基づき、製薬関係企業等により、次	健康政策部
の感染拡大に備え増産された治療薬を確保する。	还然多次品
県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整	
理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に	健康政策部
対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通	健康以來可
による供給に移行する。	

#### 3-1-3. 中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究

対 応 項 目	所 管
県は、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後及び	
合併症に対する治療法等に係る知見が反映された診療指針等を医療機	健康政策部
関、県民等に対して周知する。	

### 3-1-4. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用(新型インフルエンザの場合)

対 応 項 目	所 管
県は、県で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況の把握	健康政策部
を行い、必要に応じ国備蓄分を配分するよう要請を行う。	健康以東部
県等は、国と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合	
は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除	   健康政策部
く。) への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせ	健康以來的
るよう要請する。	
県は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応	健康政策部
じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。	性

#### 3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

県は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等の感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、以下の対応を行う。

#### 3-2-1. リスク増加の可能性を踏まえた備えの充実等

対 応 項 目	所管
県は、病原体の変異に伴う病原性や感染性の増加や、予期せぬ治療薬関連	
物資等の不足、他の感染症の同時流行等の複合的な危機が発生した場合	なままれた 女 カワ
等、リスクが更に増加する可能性もあるため、引き続き情報収集や分析等	健康政策部   
を行い、状況に応じた対応を行う。	

# 第10章 検査第1節 準備期

#### (1)目的

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR 検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査(迅速検査キット)等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR 検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に県等の予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、国や衛生環境研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

#### (2)所要の対応

#### 1-1. 検査体制の整備

対 応 項 目	所 管
県等は、国と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時	
から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整	
備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための体制を	健康政策部
整備する。また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整え	
るよう要請する。	

衛生環境研究所は、JIHSと試験・検査等の業務を通じて平時から連携を	
深める。また、衛生環境研究所等は JIHS と連携し検査精度等の検証を迅	健康政策部
速に行う体制を確立するとともに、有事における検査用試薬等の入手ル	健康以來即
一トを確保する。	
県等は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採	海车亚生动
取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。	健康政策部 
衛生環境研究所等は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体	
制を整備するため、国や検疫所、民間検査機関、医療機関、研究機関及び	
流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関(以下「検査関係機関	
等」という。)との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体	健康政策部
制整備を進める。	関係部局等
また、県等は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよ	
う、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の	
検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	
県等は、予防計画に基づき、衛生環境研究所等や検査等措置協定を締結し	
ている民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能	海南西等郊
力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、	健康政策部
当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。	

## 1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

対 応 項 目	所 管
衛生環境研究所等は、有事に円滑に検査体制が構築できるよう、国が実施	健康政策部
し、協定締結機関等が参加する訓練に参加する。	性尿以 宋 印
県等は、予防計画に基づき、衛生環境研究所等や検査等措置協定締結機関	
等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情	健康政策部
報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。	
衛生環境研究所等や検査等措置協定締結機関等は、訓練等を活用し、国及	健康政策部
び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。	性深以来即
衛生環境研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、県等の検査関係機	健康政策部
関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研	関係部局等
修や訓練を通じて確認する。	河水叩问节
県等及び衛生環境研究所等は、JIHS の実施する検体の入手から病原体の	
検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体	健康政策部
制を構築するための訓練に参加する。	

## 1-3. 研究開発支援策の実施等

## 1-3-1. 研究開発の方向性の整理

対 応 項 目	所 管
県等は、国及びJIHSが行う検査診断技術の開発の方針の整理に協力する。	健康政策部

## 1-3-2. 研究開発体制の構築

対 応 項 目	所 管
県等は、国及び JIHS が行う都道府県等や国内外の研究機関等との連携や	海南亚华刘
ネットワークの強化に協力する。	健康政策部

## 1-3-3. 検査関係機関等との連携

対 応 項 目	所 管
県等は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内	
の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協	健康政策部
カする。	

#### 第2節 初動期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に検査体制を早期に整備することを目指す。

県内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を 把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

#### (2) 所要の対応

#### 2-1. 検査体制の整備

対 応 項 目	所 管
県等は、予防計画に基づき、衛生環境研究所等や検査等措置協定締結機関	
等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認	17 to The 55 to 17
し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況に	健康政策部
ついて定期的に国へ報告する。	

#### 2-2. 国内における PCR 検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及

対 応 項 目	所 管
県等は、国から検査試薬及び検査マニュアルが配布された場合は、速やか	
に検査等措置協定締結機関等に配布するとともに、衛生環境研究所等に	健康政策部
おいて検査体制を構築する。	

#### 2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

対 応 項 目	所 管
県等は、国及び JIHS において取りまとめられた指針に基づく各種検査方	
法について、衛生環境研究所等、民間検査機関、医療機関等に情報を提	健康政策部
供・共有する。	
県等は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内	
の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協	健康政策部
カする。	

#### 2-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討

対 応 項 目	所 管
県等は、国と連携し、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査	
体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、県民等に分かりやすく提	健康政策部
供・共有する。	

#### 第3節 対応期

#### (1)目的

県内や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、県内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

#### (2) 所要の対応

#### 3-1. 検査体制の拡充

対 応 項 目	所 管
県等は、予防計画に基づき、衛生環境研究所等や検査等措置協定締結機関	
等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認	/a cs. 75 55 47
し、確保状況について定期的に国へ報告し、国から検査体制を拡充するよ	健康政策部
う要請があった場合は必要に応じて対応する。	

#### 3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

対 応 項 目	所 管
県等は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内	
の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協	健康政策部
カする。	

#### 3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

対 応 項 目	所 管
県等は、国と連携し、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査	
体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、県民等に分かりやすく提	健康政策部
供・共有する。	

#### 第11章 保健

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、衛生環境研究所等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

県等は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や衛生環境研究所等がその機能を果たすことができるようにする。

その際、県等の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生 状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連 携の基盤作りを行う。

#### (2) 所要の対応

#### 1-1. 人材の確保

対 応 項 目	所 管
県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体	健康政策部
等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築する。	<b>健康以来</b> 问
県等は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る	
発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、	健康政策部
保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員、市町村からの応援派遣	健康以東部
等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。	

#### 1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

対 応 項 目	所 管
県等は、国からの要請に基づき、予防計画に定める保健所の感染症有事体	
制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に	(本年 元 经 立7
対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数) の状況に関し、感染症有	健康政策部
事体制の状況を毎年度確認する。	

県等は、予防計画に定める衛生環境研究所等や検査等措置協定を締結し	
た民間検査機関等における検査体制(検査の実施能力)について、国から	
目標値の達成状況の確認があった場合に対応する。また、県等は、衛生環	健康政策部
境研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等	
による検査体制の確保等を行う。	
県等又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。衛生環	
境研究所等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要	
な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。	
なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における県等、保健所及び	健康政策部
衛生環境研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計	
画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から ICT や外部委託の活用	
等により、業務の効率化を図る。	

# 1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

# 1-3-1. 研修・訓練等の実施

対 応 項 目	所 管
県等は、国からの要請に基づき、保健所の感染症有事体制を構成する人員	健康政策部
(IHEAT 要員を含む。) への年 1 回以上の研修・訓練を実施する。	MEMORY NOT HE
県等は、国等と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援	
職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース (FETP)」を通じた疫学専	健康政策部
門家等の養成及び連携の推進、IHEAT 要員に係る研修の実施等により、地	医尿以及印
域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。	
県は、管内の保健所や衛生環境研究所等の人材育成を支援する。	健康政策部
県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に	
活用しつつ、保健所や衛生環境研究所等の人材育成に努める。また、保健	健康政策部
所や衛生環境研究所等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延	関係部局等
を想定した訓練を実施する。	
県等は、保健所や衛生環境研究所等に加え、本庁においても速やかに感染	<b>各继答</b> 理如
症有事体制に移行するため、危機管理部及び健康政策部に限らない全庁	危機管理部
的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図	健康政策部
る。	関係部局等

# 1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

対 応 項 目	所 管
県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、高知県感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所や衛生環境研究所のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等
高知県感染症対策連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、県等は、予防計画を策定・変更する。	危機管理部 健康政策部
高知県・高知市感染症予防計画を策定・変更する際には、県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び衛生環境研究所が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。	危機管理部 健康政策部 関係部局等
その際、県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	健康政策部 関係部局等
さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	健康政策部 関係部局等

# 1-4. 保健所及び衛生環境研究所等の体制整備

対 応 項 目	所管
県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病	
原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がま	
ん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟	
な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。	   健康政策部
保健所や衛生環境研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等	(足) (大) (大) (大)
を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘル	
ス支援等の必要な対策を講ずる。加えて、外部委託や市町村の協力を活用	
しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	
保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等	
に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定し	
た業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT 活用等に	健康政策部
よる業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機	
関との連携強化等に取り組む。	
衛生環境研究所は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メ	
ンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステ	健康政策部
ムの活用、調査及び研究の充実、JIHS 等の関係機関との連携体制の構築、	健康以来印
休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。	
衛生環境研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫	
学調査の機能の維持・強化を図るため、国が JIHS と連携して実施する訓	
練等に参加する。	健康政策部
また、平時の訓練等を活用し、国及び県等と協力して検査体制の維持に努	
める。	
衛生環境研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、平時から県等の関	健康政策部
係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓	関係部局等
練を通じて確認する。	医尿叩心节
県等及び衛生環境研究所等は、有事に迅速に検査体制が整備できるよう、	
JIHS が実施する、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法	健康政策部
の検査機関への普及に至るまでの初動体制を構築するための訓練に参加	関係部局等
する。	
県等、保健所及び衛生環境研究所は、感染症サーベイランスシステムを活	
用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況 (病原体	健康政策部
ゲノムサーベイランスを含む。)を迅速に把握する体制を整備する。	
県等及び保健所は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、協	
定締結医療機関の協定の準備状況(病床確保・発熱外来等の措置内容確	健康政策部
認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等)を把握する。	

県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法	
(昭和 26 年法律第 166 号) に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対す	
る調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況	健康政策部
等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者	農業振興部
について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共	
有を行う体制を整備する。	
県等は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、	
感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の	健康政策部
研究開発について、積極的に協力する。	

# 1-5. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

対応項目	所管
県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じ	
た方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・	
共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民から	危機管理部
の相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、	健康政策部
あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提	
供・共有体制を構築できるようにする。	
県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な	
限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーション	危機管理部
を適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更な	健康政策部
る情報提供・共有にいかす方法等を整理する。	
県等は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家	│ │ 危機管理部
族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものでは	健康政策部
なく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策	関係部局等
の妨げにもなること等について啓発する。	(A) [A] [A]
県等は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国	
人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者	健康政策部
に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染	(注)
症情報の共有においても適切に配慮する。	
保健所は、衛生環境研究所等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を	
行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症につ	健康政策部
いての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。	

#### 第2節 初動期

#### (1)目的

初動期は県民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

県及び高知市が定める高知県・高知市感染症予防計画並びに保健所及び衛生環境研究所が 定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び衛生環境研究所等が、有事体制への移行準 備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるように する。

また県民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

#### (2) 所要の対応

#### 2-1. 有事体制への移行準備

対 応 項 目	所 管
県等は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染	
症有事体制及び衛生環境研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況	
を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、県等の本庁	健康政策部
からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対す	
る応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。	
県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保すると	
ともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構	
築を進め、準備期において高知県感染症対策連携協議会等で整理した相	
談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に	健康政策部
対し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確保病床数・稼働状況、	
病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよ	
う要請を行う。	
保健所は、健康危機対処計画に基づき、県等の本庁と連携して感染症有	
事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原	健康政策部
体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた必要な物資・資	)性脉以尔印
機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。	

県等は、JIHSによる衛生環境研究所等への技術的支援等も活用し、検査	
等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談セ	健康政策部
ンターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。	
衛生環境研究所は、健康危機対処計画に基づき、都道府県等の本庁と連携	
して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症	
の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえた必要	健康政策部
な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める	
とともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。	
県等は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、	
感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の	健康政策部
研究開発について、積極的に協力する。	

# 2-2. 住民への情報提供・共有の開始

対 応 項 目	所 管
県等は、国から発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受	
ける相談センターを速やかに整備するよう要請があった場合、当該要請	
に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者	健康政策部
等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につなが	
るよう周知する。	
県等は、国が設置した情報提供·共有のためのホームページ等の住民への	
周知、Q&Aの公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民	危機管理部
に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコ	健康政策部
ミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有す	性尿以來可
る。	

# 2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

対 応 項 目	所 管
県等は、第3章第2節(「サーベイランス」における初動期)2-2-1で開	
始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等	
に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場	74 F TH 55 47
合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取	健康政策部
を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染	
症指定医療機関への入院について協力を求める。	

#### 第3節 対応期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県及び高知市が定める高知県・高知市感染症予防計画並びに保健所及び衛生環境研究所が定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び衛生環境研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を 踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### (2) 所要の対応

#### 3-1. 有事体制への移行

対 応 項 目	所管
県等は、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT	
要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確	健康政策部
立するとともに、衛生環境研究所等の検査体制を速やかに立ち上げる。	
県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調	
整、業務の一元化等の対応により、高知市を支援する。また、国、他の都	
道府県及び高知市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、	
医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保	健康政策部
健活動への支援等を行う。	
さらに、必要に応じて高知市に対する総合調整権限・指示権限を行使す	
る。	
県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を	健康政策部
図るために必要な情報を市町村と共有する。	<b>建</b> 康以宋印
県等は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、	
感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の	健康政策部
研究開発について、積極的に協力する。	

#### 3-2. 主な対応業務の実施

対 応 項 目	所 管
県等、保健所及び衛生環境研究所等は、予防計画、健康危機対処計画、準	
備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携	/a cs. 75 25 47
するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以	健康政策部
下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。	

# 3-2-1. 相談対応

対 応 項 目	所 管
県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染し	
たおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化	
リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。	健康政策部
相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や	
都道府県での一元化等を行うことを検討する。	

# 3-2-2. 検査・サーベイランス

対 応 項 目	所管
県等は、国より提供のあった、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感	
染性、薬剤感受性等)、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査	海南亚华郊
の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、県民等に分	健康政策部
かりやすく提供・共有する。	
県等は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、衛生環境研究所等	
や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施	健康政策部
範囲を判断する。	
衛生環境研究所等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している	
民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な	
検査を実施する。また、衛生環境研究所は、JIHSとの連携や他の地方衛	
生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に	健康政策部
係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の	医尿以及印
変異株の状況の分析、県等の本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等	
措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支	
援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。	
県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の	健康政策部
感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。	健康以來的

# 3-2-3. 積極的疫学調査

対 応 項 目	所 管
県等は、感染源の推定(後ろ向き積極的疫学調査)や濃厚接触者等の特定	
(前向き積極的疫学調査)を行うため、保健所等において、感染者又は感	(本年 元 经 立7
染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査	健康政策部
を行う。	

県等は、流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。)においては、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。

健康政策部

#### 3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

対 応 項 目	所管
県等は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム(G-MIS)により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかでない場合は、県等は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応	<b>所管</b> 健康政策部
する。 県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、高知市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門(県医療調整本部)の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。なお、県等のみでは対応が困難な場合、必要に応じて消防機関と事前に移送体制の確保について協定を締結しておくなど、適切に連携して対応する。	健康政策部 関係部局等
県は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。	健康政策部
県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割 や入所対象者を決めた上で運用する。	健康政策部

# 3-2-5. 健康観察及び生活支援

	1
対 応 項 目	所 管
県等は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、	
医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状	
(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案した上で、当該患	
者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合	健康政策部
は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行	
うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健	
康観察を行う。	
県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関	
する情報等を市町村と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触	
者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメー	健康政策部
ター等の物品の支給に努める。	
県等は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察	
について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用	健康政策部
することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。	

# 3-2-6. 健康監視

対 応 項 目	所 管
県等は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフル	
エンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実	健康政策部
施する。	

# 3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

対 応 項 目	所 管
県等は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する	
情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等につい	危機管理部
て、住民等の理解を深めるため、県民に対し、分かりやすく情報提供・共	健康政策部
有を行う。	
県等は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等	危機管理部
が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えら	危機官埋命   健康政策部
れるよう、管内の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい	関係部局等
内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。	阅涂即问守

# 3-3. 感染状況に応じた取組

# 3-3-1. 流行初期

# 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

対 応 項 目	所 管
県等は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計	
画に基づく保健所の感染症有事体制及び衛生環境研究所等の有事の検査	
体制への移行状況を適時適切に把握する。	海电水华如
また、県等は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁	健康政策部   
からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対す	
る応援要請等を行う。	
県等は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの	
活用や都道府県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び衛生環	健康政策部
境研究所における業務の効率化を推進する。	
県等は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役	
割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症	健康政策部
対応業務を行う。	
保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の	// 中 T
参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。	健康政策部   
県等は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、	
感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の	健康政策部
研究開発について、積極的に協力する。	

# 3-3-1-2. 検査体制の拡充

対 応 項 目	所 管
県等は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏ま	
え、予防計画に基づき、衛生環境研究所や検査等措置協定締結機関等にお	健康政策部
ける検査体制を拡充する。	
衛生環境研究所等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。	健康政策部
県等は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)	
等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場	健康政策部
合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。	

# 3-3-2. 流行初期以降

# 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

対 応 項 目	所 管
県等は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、	
本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に	健康政策部
対する応援要請等を行う。	
県等は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での	海电玩笑却
業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。	健康政策部
県等は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・	
整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行う	
とともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、	
感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の	健康政策部
実情や県等の本庁、保健所及び衛生環境研究所等の業務負荷等も踏まえ	
て、保健所の人員体制や衛生環境研究所の検査体制等の体制の見直し、感	
染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。	
県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎	
疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させる	
とともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化す	健康政策部
る。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関	
への転院を進める。	
県等は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町村を含めた	海南亚华如
食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。	健康政策部

# 3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

対 応 項 目	所 管
衛生環境研究所は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域	
の変異株の状況の分析、県等の本庁や保健所等への情報提供・共有等を実	健康政策部
施する。	

# 3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

対 応 項 目	所 管
県等は、国から有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請があ	
った場合は、当該要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び衛生環	
境研究所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、	健康政策部
実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留	健康以東市
意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所	
等での対応の縮小について、住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。	

#### 第12章 物資

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県及び市町村は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### (2) 所要の対応

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

対 応 項 目	所 管
県、市町村及び指定(地方)公共機関は、政府行動計画、県行動計画、市	
町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型	
インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等すると	健康政策部
ともに、定期的に備蓄状況等を確認する 。	全部局等
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	
第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	
県は、国が示す個人防護具について必要となる備蓄品目や備蓄水準を踏	健康政策部
まえて備蓄する。	性尿以來可
県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者の	
ための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必	危機管理部
要な支援を行う。	

#### 1-2. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

対 応 項 目	所 管
県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の	
備蓄等を推進するほか、県が策定している医療計画の数値目標等を踏ま	健康政策部
えつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関におけ	全部局等
る必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	
協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画	
に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。国及び県は、協定締結医療機関	健康政策部
の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。	
県は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物	健康政策部
資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。	健康以來可
県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物	健康政策部
資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。	性尿以來可
県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症	健康政策部
対策物資等の備蓄・配置状況を確認する 。	)

県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄 に努めるよう呼び掛ける。 健康政策部 子ども・福祉 政策部

#### 第2節 初動期

# (1)目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

#### (2) 所要の対応

#### 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

対 応 項 目	所 管
県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必	
要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確	健康政策部
認する。	
県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ	(李宝. 15 华. 37
た必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。	健康政策部 

#### 2-2. 円滑な供給に向けた準備

対 応 項 目	所 管
県は、国より協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関し	健康政策部
て十分な量を確保するよう要請があった場合は、必要に応じて対応する。	健康以來的
県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等	
は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事	健康政策部
業者と連携しながら必要量の確保に努める。	
県は、個人防護具について、医療機関等への配布等の準備を行う。	健康政策部

#### 第3節 対応期

#### (1)目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

#### (2) 所要の対応

#### 3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

対 応 項 目	所 管
県は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエ	
ンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随	健康政策部
時確認する。	
県は、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する地域や医療	(本本本如
機関等に対し必要な個人防護具の配布を行う。	健康政策部

#### 3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

対 応 項 目	所 管
県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不	
足するときは、国や地方公共団体、指定(地方)公共機関等の関係機関が	健康政策部
備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し	全部局等
相互に協力するよう努める。	

#### 3-3. 緊急物資の運送等

対 応 項 目	所 管
県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者	
である指定(地方)公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送	
を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合	健康政策部
は、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品、医療	
機器又は再生医療等製品の配送を要請する 。	
なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、	
緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定	健康政策部
(地方)公共機関に対して運送又は配送を指示する。	

# 3-4. 物資の売渡しの要請等

対 応 項 目	所管
県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態	
措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、	健康政策部
保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)	関係部局等
について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する 。	
県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に	
対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型イン	
フルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や	健康政策部
当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正	関係部局等
当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必	
要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する 。	
県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必	健康政策部
要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。	関係部局等

#### 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。県及び市町村は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、県民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### (2) 所要の対応

#### 1-1. 情報共有体制の整備

対 応 項 目	所 管
県は、新型インフルエンザ等の発生時に、県民生活及び社会経済活動への 影響に関する情報収集を行うため、関係部局間及び県と国、市町村との間 で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。 また、各部局は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及 び担当者を定め、情報共有体制を整備する。	危機管理部 健康政策部
また、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	関係部局等

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

対 応 項 目	所管
県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行	
政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組み	
の整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人	健康政策部
等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意	関係部局等
する。	

# 1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

# 1-3-1. 業務継続計画の策定の勧奨及び支援

対 応 項 目	所 管
① 県は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	危機管理部 健康政策部 関係部局等
② 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等

# 1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

対 応 項 目	所 管
県は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議	
等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる	人 危機管理部
取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた	危機官垤叩   健康政策部
準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等を	関係部局等
した場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があるこ	倒保的问号
とにも留意する。	

# 1-4. 緊急物資運送等の体制整備

対 応 項 目	所 管
県は、国や市町村と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬	総合企画部
品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販	危機管理部
売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通	健康政策部
や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。	商工労働部

#### 1-5. 物資及び資材の備蓄

対 応 項 目	所 管
① 県、市町村及び指定地方公共機関は、県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、第12章第1節(「物資」における準備期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による	危機管理部 健康政策部 全部局等

物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	
② 県及び市町村は、事業者や県民に対し、新型インフルエンザ等の発生	危機管理部
に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を	健康政策部
行うことを勧奨する。	関係部局等

# 1-6. 生活支援を要する者への支援等の準備

対 応 項 目	所 管
市町村は国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高	
齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食	健康政策部
事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともに	子ども・福祉政策部
その具体的手続を決める。	

# 1-7. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

対 応 項 目	所 管
県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置	
できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うた	健康政策部
めの体制を整備する。	

#### 第2節 初動期

#### (1)目的

県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や県民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

#### (2) 所要の対応

#### 2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

対 応 項 目	所 管
① 県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者と	
の接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健	危機管理部
康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等へ	健康政策部
の休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の	関係部局等
推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。	
② 指定地方公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び県と連携し、	危機管理部
事業継続に向けた準備を行う。県は、登録事業者に対し、事業継続に向	健康政策部
けた必要な準備等を行うよう要請する。	関係部局等
③ 県は、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備	危機管理部
え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等	健康政策部
の準備をするよう要請する。	関係部局等

#### 2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け

対 応 項 目	所 管
県は、県民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の県民	
生活との関連性が高い物資又は県民経済上重要な物資をいう。以下同	文化生活部
じ。)の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるととも	農業振興部
に、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占	関係部局等
め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。	

#### 2-3. 法令等の弾力的な運用

対 応 項 目	所 管
県は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力	危機管理部
的な運用について国から通知があった場合は、周知を行う。また、その他	健康政策部
必要な対応策を速やかに検討する。	関係部局等

# 2-4. 遺体の火葬・安置

対 応 項 目	所 管
県は、国からの要請があった場合は、市町村に対し、火葬場の火葬能力の	
限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施	健康政策部
設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。	

#### 第3節 対応期

#### (1)目的

県及び市町村は、準備期での対応を基に、県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、県民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

#### (2) 所要の対応

#### 3-1. 県民生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け

対 応 項 目	所 管
県は、県民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての 適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の 価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要 請する。	文化生活部 農業振興部 関係部局等

#### 3-1-2. 心身への影響に関する施策

対 応 項 目	所 管
県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のま	
ん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な	子ども・福祉政策部
施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイ	関係部局
ル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。	

#### 3-1-3. 生活支援を要する者への支援

対 応 項 目	所 管
県は、市町村に対し、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を	健康政策部
行うよう要請する。	子ども・福祉政策部

# 3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

対 応 項 目	所 管
県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限や	
その他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、	教育委員会
教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。	

# 3-1-5. サービス水準に係る県民への周知

対 応 項 目	所 管
県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じ	
て、県民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水	危機管理部
準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよ	関係部局等
う努める。	

# 3-1-6. 犯罪の予防・取締り

対 応 項 目	所 管
県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報	
の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取	県警察本部
締りを徹底する。	

# 3-1-7. 物資の売渡しの要請等

対 応 項 目	所 管
① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有	
者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新	
型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となってい	危機管理部
る場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている	健康政策部
場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じない	関係部局等
ときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用す	
る。	
② 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急	危機管理部
の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命	健康政策部
じる。	関係部局等

# 3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等

対 応 項 目	所管
① 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。	文化生活部 農業振興部 関係部局等
② 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	文化生活部 農業振興部 関係部局等
③ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。	文化生活部 農業振興部 関係部局等
④ 県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。	文化生活部 農業振興部 関係部局等

# 3-1-9. 埋葬・火葬の特例等

県は、第2節(初動期)2-4の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を 行う。

対 応 項 目	所 管
① 県は、国の要請があった場合は、市町村に対し、火葬場の経営者に可	健康政策部
能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。	)
② 県は、国の要請があった場合は、市町村に対し、死亡者が増加し、火	
葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体	健康政策部
を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。	
③ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報	健康政策部
を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。	() () () () () () () () () () () () () (

# 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

# 3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

対 応 項 目	所 管
① 県は、事業者に対し、必要に応じて従業員の健康管理を徹底するとと	関係部局等
もに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。	10.0111.111.10
② 県は、国から提供される事業継続に資する情報(事業所における感染	
防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情	関係部局等
報等)を事業者に提供する。	
③ 指定地方公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施す	
るため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民	健康政策部
生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた	健康政東部 関係部局等
取組を行う。	因你心何守

# 3-2-2. 事業者に対する支援

対 応 項 目	所 管
県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のま	
ん延の防止に関する措置による事業者の経営及び県民生活への影響を緩	
和し、県民生活及び県民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者	関係部局等
を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性に	
も留意し、効果的に講ずる。	

# 3-2-3. 県、市町村及び指定(地方)公共機関による国民生活及び国民経済の安定に関する 措置

対 応 項 目	所管
以下①から④までの事業者である県、市町村又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの県行動計画又は 市町村行動計画、業務計画に基づき、必要な措置を講ずる。	_
① 電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。	危機管理部
② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である 県、市町村及び指定地方公共機関は、水を安定的かつ適切に供給す るため必要な措置を講ずる。	土木部 公営企業局
③ 運送事業者である指定(地方)公共機関は、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講ずる。	総合企画部 危機管理部
④ 電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、通信を確保し、 及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必 要な措置を講ずる。	総合企画部 危機管理部

国又は県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事	総合企画部
業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。	危機管理部
	商工労働部
国又は県は、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急	総合企画部
事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を	危機管理部
要請する。	健康政策部

# 3-3. 県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

# 3-3-1. 法令等の弾力的な運用

対 応 項 目	所 管
県は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力	危機管理部
的な運用について国から通知があった場合は、周知を行う。また、その他	健康政策部
必要な対応策を速やかに検討する。	関係部局等

# 3-3-2. 雇用への影響に関する支援

対 応 項 目	所 管
県は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止 に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を 行う。	商工労働部 関係部局等

# 3-3-3. 県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

対 応 項 目	所 管
県は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエ	
ンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた県民生活及び社会経済	
活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当	全部局等
たっては、生活基盤が脆弱(ぜいじゃく)な者等が特に大きな影響を受け	
ることに留意する。	

# 用語集

用語	内容
医療機関等	G-MIS (Gathering Medical Information Systemの略) は、全国の医療機
情報支援シ	関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、
ステム (G-	検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確
MIS)	保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制
	の確保を図るための計画。
医療措置協	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管
定	轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定さ
	れた部屋。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、そ
	の研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項 (これらの規定を同法第 34
	条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3
	項の規定により実施する場合を含む。)の規定に基づき、患者を医療機関に
	収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離
	を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似
	症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由の
	あるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染
	症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症イン	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定す
テリジェン	るため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的
ス	に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能
	な情報(インテリジェンス)として提供する活動。

感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新
	型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命
	及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事
	態。
感染症危機	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維
対応医薬品	持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や
等	医療機器等。
感染症サー	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報
ベイランス	等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新
システム	型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定	本政府行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する
医療機関	感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一
	種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に
	限るものを指す。
感染症対策	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条
物資等	第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医
	療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露
	することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びに
	これらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び
	資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性イン	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎
フルエンザ	年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような
	毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器
	症状を主とした感染症。
基本的対処	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本
方針	的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結す
療機関	る医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療
	の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上
	の医療措置を実施する。
業務継続計	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中
業務継続計 画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中 断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、

緊急事態宣	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。
言	新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により
	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が
	発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び
	緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。
置	国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が
	最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定
	地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必
	要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数
	の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必
	要な物資及び資材。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変
	異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は
	保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理
	由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めるこ
	と。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項(同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用
	し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。)の規定
	に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項(感染症法第 44 条
	の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基
	づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康
	状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第 374 号)
処計画	に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及
	び地方衛生研究所等が策定する計画。
	策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定
	めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管
	理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づ
	く都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を
協定	提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原
	体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

検査等措置	感染症法第36条の6に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等
協定締結機	の検査を行う機関(民間検査機関や医療機関等)や宿泊施設等を指す。
関等	
国立健康危	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学
機管理研究	的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健
機構(JIHS)	康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研
	究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国
	際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放
	射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために
	作成・考案された防護具。
サーベイラ	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルや
ンス	トレンドを把握することを指す。
災害派遣医	DMAT (Disaster Medical Assistance Team の略) は、災害発生時や新興感染
療 チ ー ム	症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病
(DMAT)	者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害
	や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期(おおむね 48 時間以内)
	から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の
	都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基
	づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設
	等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害派遣精	DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team の略) は、災害発生時や新興
神医療チー	感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の
ム (DPAT)	保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精
	神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた
	災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の
	精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づ
	き、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染
	が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
質問票	検疫法第 12 条の規定に基づき、検疫所長が帰国者等に対する、滞在歴や健
	康状態等の質問に用いるもの。
実地疫学専	FETP(Field Epidemiology Training Programの略)は、感染症危機管理事
門家養成コ	例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を
ース	養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHS が実
(FETP)	施している実務研修。

_	
指定(地方)	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指
公共機関	定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等
	に関連する事業者が指定されている。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機へ
	の医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等(MCM)の利用可能性を確
	保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。
	本政府行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時にお
	ける対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬
	品等の対策を実施する。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実
	施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及
	び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれ
	ることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び
	期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこ
	と。
新型インフ	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項
ルエンザ等	に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。) 及び感
	染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれ
	のあるものに限る。)をいう。
	本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性
	がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用い
	る。
新型インフ	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の
ルエンザ等	規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公
感染症等に	表すること。
係る発生等	
の公表	
新型インフ	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国
ルエンザ等	的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又
緊急事態	は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国
	際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
迅速検査キ	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が
ット	用いられており、PCR 検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果
	を得ることが可能である。

1± 1= 11 1± 24	
積極的疫学	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者
調査	等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調 
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染
	症(全数把握)について患者の発生の届出を行うもの。
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域(汚染区域)と汚染されていない区域(清
	潔区域)を区分けすること。
相談センタ	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触
_	者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓
	口。
双方向のコ	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動するこ
ミュニケー	とができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用
ション	して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健対	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実
策の推進に	施及び総合的な推進を図るために定める指針。
関する基本	
的な指針	
地方衛生研	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提
究所等	供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当該都道府県等が当該業
	務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。)をいう。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出
	を行う感染症の患者の発生を把握する方法。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本
	部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知
	見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省
	庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安
	定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところによ
	り厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型イ	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。
ンフルエン	地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新
ザ等対策	型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新
	型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の
	安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われ
	る予防接種のこと。

<b> 特定物資</b>	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品
	その他の政令で定める物資に限る。) であって生産、集荷、販売、配給、保管
	又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
県医療調整	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都道府県域を
本部	超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
県等	県及び高知市
高知県感染	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連
症対策連携	携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防
協議会	機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエン
	ザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキ	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
シメーター	
パンデミッ	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・
クワクチン	製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問
	題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状
	態を意味する。
プレパンデ	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄してお
ミックワク	くことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。
チン	新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフル
	エンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能
	性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措
等重点措置	置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国
	内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及
	ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止
	するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして
	政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期
	間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講
	ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更
	等を要請すること等が含まれる。
無症状病原	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であっ
体保有者	て当該感染症の症状を呈していないものをいう。

有事 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。  予防かけるの施策の実施に関する計画。  リスクコミ 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。  協床像 潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。  虚決企・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。  満行初期医 感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。  臨床研究中 技術院 性するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第 4 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。  ワンヘルス・アブロー 連携してその解決に向けて取り組むこと。  EBPM エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technology の略、情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健活等 21 条に規定する業務支援員。※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。		
予防計画 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 リスクコミ 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とそのユニケーシ 見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。  臨床像 潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。 流行初期医 感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。  臨床研究中 日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。 ワンヘルス・アプローチ 進携してその解決に向けて取り組むこと。  「田人	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報
予防計画   感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の   予防のための施策の実施に関する計画。   個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその   見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。   潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。   感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。   日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。   ウンヘルス・アプロー   大間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。   エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Makingの略)。①政策自的を明確にさせ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。   Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。   地域保健法第21条に規定する業務支援員。   ※「IHEAT 要員   地域保健法第21条に規定する業務支援員。   ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。   ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reactionの略)。 DNAを増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に		を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをい
P防のための施策の実施に関する計画。 リスクコミ 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。  臨床像 潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。  感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。  B 中本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。 ワンヘル 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。 チ EBPM エピデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。①政策自的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何が等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエピデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービスさらにセキュリティやAI等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第21条に規定する業務支援員。※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定のDNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に		う。
リスクコミ 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。 臨床像 潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。流行初期医療・強に法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する指置。 臨床研究中核病院 日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。 ワンヘルス・アプローチョウンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Makingの略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。 ICT Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンタ・動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。 IHEAT 要員 地域保健法第21条に規定する業務支援員。※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。 PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の
ュニケーシ 見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。 臨床像 潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。 流行初期医療確保措置 感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。 臨床研究中 核病院 として、医療法第 4 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。 ワンヘルス・アプロー		予防のための施策の実施に関する計画。
ヨン 思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。 臨床像 潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。 流行初期医療確保措置 感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。 臨床研究中 推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第 4 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。 ワンヘルス・アプローチ 連携してその解決に向けて取り組むこと。  EBPM エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Makingの略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定のDNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	リスクコミ	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその
臨床像 潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。 流行初期医 感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。  臨床研究中 核病院 日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第 4 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。 ワンヘル 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。  EBPM エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定のDNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	ュニケーシ	見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意
臨床像 潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。流行初期医療確保措置 感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。 日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。  ワンヘルス・アプロー	ョン	思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視
流行初期医療確保措置  感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。  臨床研究中核病院  日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。 ワンヘル 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。  EBPM  エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Makingの略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT  Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。  IHEAT 要員  地域保健法第21条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR  ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reactionの略)。DNA を増幅するための原理であり、特定のDNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に		した概念。
療確保措置 を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。   臨床研究中   核病院   日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。   ワンヘル   入間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。   チ EBPM   エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。   ICT   Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや   AI 等が含まれる。   IHEAT 要員   地域保健法第21条に規定する業務支援員。   ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。   PCR   ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。   DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片 (数百から数千塩基対) だけを選択的に	臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。  臨床研究中	流行初期医	感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等
総する措置。 臨床研究中   核病院   日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を   推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院   として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたも   の。 ワンヘル   人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が   連携してその解決に向けて取り組むこと。  エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making の略)。①政   策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は   何か等、政策手段と目的の論理的なつながり (ロジック) を明確にし、③こ   のつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス (根拠) を可能な限   リ求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT   Information and Communication Technology の略。   情報 (information) や通信 (communication)に関する技術の総称。利用者の接   点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、   さらにセキュリティや   AI 等が含まれる。  IHEAT 要員   地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。   ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の   業務を支援する仕組みのこと。  PCR   ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。   DNA を増幅する   ための原理であり、特定の   DNA 断片 (数百から数千塩基対) だけを選択的に	療確保措置	を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の
臨床研究中 核病院 日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を 推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院 として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。 ワンヘル 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が 連携してその解決に向けて取り組むこと。 エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Makingの略)。①政 策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は 何か等、政策手段と目的の論理的なつながり (ロジック) を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス (根拠)を可能な限 リ求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。 ICT Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。 地域保健法第21条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。 PCR ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reactionの略)。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に		診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支
核病院 推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。  ワンヘルス・アプロー達携してその解決に向けて取り組むこと。 チ		給する措置。
として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。  ワンヘル ス・アプロー 乗  EBPM  エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Makingの略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT  Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。  IHEAT 要員  地域保健法第21条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR  ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reactionの略)。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	臨床研究中	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を
の。 フンヘルス・アプロー 技能してその解決に向けて取り組むこと。  EBPM エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	核病院	推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院
ワンヘル ス・アプロー チ人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が 連携してその解決に向けて取り組むこと。EBPMエビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making の略)。①政 策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は 何か等、政策手段と目的の論理的なつながり (ロジック) を明確にし、③こ のつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス (根拠) を可能な限 り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。ICTInformation and Communication Technology の略。 情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。利用者の接 点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、 さらにセキュリティや AI 等が含まれる。IHEAT 要員地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の 業務を支援する仕組みのこと。PCRポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅する ための原理であり、特定の DNA 断片 (数百から数千塩基対) だけを選択的に		として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたも
正ビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に		の。
チエビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。ICTInformation and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。IHEAT 要員地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。PCRポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	ワンヘル	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が
EBPM エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	ス・アプロー	連携してその解決に向けて取り組むこと。
策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	チ	
何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reactionの略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Makingの略)。①政
のつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reactionの略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に		策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は
リ求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。  ICT Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第21条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reactionの略)。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に		何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③こ
ICT Information and Communication Technology の略。 情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片 (数百から数千塩基対) だけを選択的に		のつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限
情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に		り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。  IHEAT 要員 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	ICT	Information and Communication Technologyの略。
ク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。IHEAT 要員地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。PCRポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片 (数百から数千塩基対) だけを選択的に		情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接
さらにセキュリティや AI 等が含まれる。IHEAT 要員地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の 業務を支援する仕組みのこと。PCRポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅する ための原理であり、特定の DNA 断片 (数百から数千塩基対) だけを選択的に		
IHEAT 要員地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の 業務を支援する仕組みのこと。PCRポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅する ための原理であり、特定の DNA 断片 (数百から数千塩基対) だけを選択的に		
※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の 業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅する ための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に		さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
業務を支援する仕組みのこと。  PCR ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅する ための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に	IHEAT 要員	
PCRポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片 (数百から数千塩基対) だけを選択的に		
ための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に		
	PCR	
増幅させることができる。		
		増幅させることができる。

PDCA	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロ
	セスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
PHEIC	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (Public Health Emergency of
	International Concernの略)。具体的には、国際保健規則(IHR)において
	以下のとおり規定する異常事態をいう。
	(1)疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められ
	る事態
	(2)潜在的に国際的対策の調整が必要な事態
5 類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023年5月8日に
	5類感染症に位置付けられた。